

医政発 1130 第 5 号  
平成 30 年 11 月 30 日

別記団体の長 殿

厚生労働省医政局長  
( 公印省略 )

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び  
臨床研究法施行規則の一部を改正する省令の公布について

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県知事、保健所設置市長、特別区長  
及び地方厚生(支)局長宛て通知しましたので、御了知いただくとともに、貴下  
団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

(別記)

医療機器業公正取引協議会  
医療用医薬品製造販売業公正取引協議会  
一般社団法人 国際抗老化再生医療学会  
一般社団法人 国立大学附属病院長会議  
一般社団法人 再生医療イノベーションフォーラム  
一般社団法人 全国公私病院連盟  
一般社団法人 日本C R O 協会  
一般社団法人 日本医療機器テクノロジー協会  
一般社団法人 日本医療機器産業連合会  
一般社団法人 日本医療機器産業連合会  
一般社団法人 日本医療法人協会  
一般社団法人 日本形成外科学会  
一般社団法人 日本血液学会  
一般社団法人 日本再生医療学会  
一般社団法人 日本作業療法士協会  
一般社団法人 日本私立医科大学協会  
一般社団法人 日本先進医療医師会  
一般社団法人 日本造血細胞移植学会  
一般社団法人 日本美容外科学会 (J S A P S)  
一般社団法人 日本美容外科学会 (J S A S)  
一般社団法人 日本病院会  
一般社団法人 日本病院薬剤師会  
一般社団法人 日本慢性期医療協会  
一般社団法人 日本免疫治療学研究会  
一般社団法人 日本輸血・細胞治療学会  
一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会  
一般社団法人 米国医療機器・IVD工業会 (AMDD)  
欧州ビジネス協会医療機器・IVD 委員会 (E B C)  
欧州製薬団体連合会 (E F P I A)  
癌免疫外科学会  
経済産業省商務情報政策局生物化学産業課  
血液疾患免疫療法学会  
公益財団法人 ヒューマンサイエンス振興財団  
公益社団法人 歯科衛生士会  
公益社団法人 全国自治体病院協議会  
公益社団法人 全国柔道整復学校協会

公益社団法人 全日本病院協会  
公益社団法人 全日本鍼灸マッサージ師会  
公益社団法人 東洋療法学校協会  
公益社団法人 日本あん摩マッサージ師会  
公益社団法人 日本医師会  
公益社団法人 日本医療美容協会  
公益社団法人 日本看護協会  
公益社団法人 日本口腔インプラント学会  
公益社団法人 日本口腔外科学会  
公益社団法人 日本産科婦人科学会  
公益社団法人 日本歯科医師会  
公益社団法人 日本歯科技工士会  
公益社団法人 日本柔道整復師会  
公益社団法人 日本助産師会  
公益社団法人 日本診療放射線技師会  
公益社団法人 日本整形外科学会  
公益社団法人 日本精神科病院協会  
公益社団法人 日本皮膚科学会  
公益社団法人 日本美容医療協会  
公益社団法人 日本薬剤師会  
公益社団法人 日本理学療法士協会  
公益社団法人 日本臨床工学技士会  
公益社団法人 日本鍼灸師会  
国家公務員共済組合連合会  
国立医薬品食品衛生研究所  
国立感染症研究所  
国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所  
国立研究開発法人 国立がん研究センター  
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター  
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター  
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター  
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター  
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター  
国立研究開発法人 日本医療研究開発機構  
国立社会保障・人口問題研究所  
国立障害者リハビリテーションセンター  
国立保健医療科学院  
社会福祉法人 恩賜財団済生会

社会福祉法人 北海道社会事業協会  
全国厚生農業協同組合連合会  
多血小板血漿（P R P）療法研究会  
東日本癌免疫療法研究会  
特定非営利活動法人 日本口腔科学会  
特定非営利活動法人 日本歯周病学会  
特定非営利活動法人 日本美容外科医師会  
特定非営利活動法人 日本免疫学会  
独立行政法人 医薬品医療機器総合機構  
独立行政法人 国立病院機構  
独立行政法人 地域医療機能推進機構  
独立行政法人 労働者健康安全機構  
日本SMO協会  
日本がん免疫学会  
日本バイオセラピィ学会  
日本医学会  
日本再生歯科医学会  
日本歯科医学会  
日本樹状細胞研究会  
日本製薬工業協会  
日本製薬団体連合会  
日本赤十字社  
日本臍・臍島移植研究会  
文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室  
文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室  
文部科学省高等教育局医学教育課  
文部科学省初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室  
米国研究製薬工業協会（PhRMA）  
防衛省人事教育局衛生官

医政発 1130 第 3 号  
平成 30 年 11 月 30 日

各 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長  
地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省医政局長  
(公印省略)

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び  
臨床研究法施行規則の一部を改正する省令の公布について

今般、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 140 号。以下「改正省令」という。）が平成 30 年 11 月 30 日付で別添のとおり公布され、平成 31 年 4 月 1 日から施行される予定です。

当該改正省令の趣旨、内容等については下記のとおりですので、御了知の上、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきようご配慮願います。

記

第 1 改正の趣旨

1. 平成 30 年 4 月 1 日に、臨床研究の実施の手続等を定めた臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）が施行された。臨床研究法における特定臨床研究が再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号。以下「再生医療等安全性確保法」という。）第 2 条第 1 項に規定する再生医療等に該当する場合、当該研究については、臨床研究法第 22 条において、同法第 2 章（臨床研究の実施）の規定が適用除外されており、再生医療等安全性確保法が適用される。そのため、制度運用に齟齬が生じることのないよう、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成 26 年厚生労働省令第 110 号。以下「再生医療等安全性確保法施行規則」という。）について、臨床研究法と整合性をとるための改正を行う。

2. 臨床研究法第4章（臨床研究に関する資金等の提供）に関する具体的な手続等を定めた臨床研究法施行規則（平成30年厚生労働省令第17号）について、臨床研究法施行規則が研究として行う再生医療等に適用される場合における読み替規定を新設するための改正を行う。
3. その他所要の規定の整備を行う。

## 第2 改正の内容

### 1. 再生医療等安全性確保法施行規則の一部改正

#### (1) 再生医療等提供基準の改正

- ① 人員に関する規定を改正すること（第5条関係）。
- ② 細胞提供者及びその代諾者に対する説明同意事項を改正すること（第7条第6号及び第7号関係）。
- ③ 研究として再生医療等を行う場合における基本理念を新設すること（第8条の2関係）。
- ④ 多施設共同研究に関する規定を新設すること（第8条の3関係）。
- ⑤ 研究計画書に関する規定を新設すること（第8条の4関係）。
- ⑥ モニタリングに関する規定を新設すること（第8条の5関係）。
- ⑦ 監査に関する規定を新設すること（第8条の6関係）。
- ⑧ モニタリング及び監査に従事する者に対する指導等に関する規定を新設すること（第8条の7関係）。
- ⑨ 利益相反管理計画の作成等の規定を新設すること（第8条の8関係）。
- ⑩ 情報の公表等に関する規定を新設すること（第8条の9関係）。
- ⑪ 再生医療等を行う医師又は歯科医師の要件に関する規定を改正すること（第9条関係）。
- ⑫ 再生医療等を行う際の責務に関する規定を改正すること（第10条関係）。
- ⑬ 再生医療等を受ける者及びその代諾者に対する説明同意に関する規定を改正すること（第13条、第14条関係）。
- ⑭ 試料の保管に関する規定を改正すること（第16条関係）。
- ⑮ 実施状況の確認に関する規定を改正すること（第20条関係）。
- ⑯ 不適合の管理に関する規定を新設すること（第20条の2関係）。
- ⑰ 苦情及び問合せへの対応に関する規定を改正すること（第26条関係）。
- ⑱ 認定再生医療等委員会の意見への対応に関する規定を新設すること（第26条の2関係）。
- ⑲ 個人情報の取扱いに関する規定を新設すること（第26条の3から第26条の13まで関係）。

#### (2) 再生医療等提供計画の提出等に関する規定の改正

- ① 再生医療等提供計画の提出に関する規定を改正すること（第27条関係）。
- ② 認定再生医療等委員会の変更禁止に関する規定を新設すること（第30

条の 2 関係)。

③ 再生医療等の提供の終了に関する規定を新設すること（第 31 条の 2 関係）。

(3) 再生医療等の適正な提供に関する措置に関する規定の改正

① 再生医療等に関する記録及び保存に関する規定を改正すること（第 34 条関係）。

② 定期報告に関する規定を改正すること（第 37 条、第 38 条関係）。

(4) 認定再生医療等委員会に関する規定の改正

① 再生医療等委員会を設置できる団体に関する規定を改正すること（第 42 条関係）。

② 第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務を行う再生医療等委員会に関する規定の改正

・ 委員の構成要件に関する規定を改正すること（第 44 条関係）。

・ 委員の構成基準に関する規定を改正すること（第 46 条関係）。

・ 審査等業務を行う際に満たさなければならない要件に関する規定を改正すること（第 63 条関係）。

③ 第三種再生医療等提供計画に係る審査等業務を行う再生医療等委員会に関する規定の改正

・ 委員の構成要件に関する規定を改正すること（第 45 条関係）。

・ 委員の構成基準に関する規定を改正すること（第 47 条関係）。

・ 審査等業務を行う際に満たさなければならない要件に関する規定を改正すること（第 64 条関係）。

④ 審査等業務の適切な実施のために必要な基準に関する規定を改正すること（第 49 条関係）。

⑤ 軽微な変更の範囲に関する規定を改正すること（第 52 条関係）。

⑥ 認定再生医療等委員会の審査等業務に関する規定を新設すること（第 63 条、第 64 条関係）。

⑦ 認定再生医療等委員会の判断及び意見に関する規定を改正すること（第 65 条関係）。

⑧ 厚生労働大臣への報告に関する規定を改正すること（第 66 条関係）。

⑨ 委員等の教育又は研修に関する規定を改正すること（第 70 条関係）。

⑩ 認定再生医療等委員会の審査等業務の記録等に関する規定を改正すること（第 71 条関係）。

⑪ 運営に関する情報の公表に関する規定を新設すること（第 71 条の 2 関係）。

(5) 様式の改正その他の所要の規定の整備を行うこと。

## 2. 臨床研究法施行規則の一部改正

- (1) 特定臨床研究が再生医療等に該当する場合の読み替規定を新設すること。
- (2) その他所要の規定の整備を行うこと。

## 第3 施行期日

平成31年4月1日から施行すること。ただし、附則第4条の規定は、公布の日（平成30年11月30日）から施行すること。

## 第4 経過措置等

- (1) 改正省令の施行の際現に法に基づき行われる再生医療等に対する改正省令による改正後の再生医療等安全性確保法施行規則（以下「新規則」という。）第2章の規定（第20条の2及び第26条の2から第26条の13までを除く。）の適用については、改正省令の施行日から起算して1年を経過するまでの間（当該期間内に厚生労働大臣に対して新規則に規定する再生医療等提供基準に適合した変更後の再生医療等提供計画を提出した場合にあっては、当該提出までの間）は、なお従前の例によること。
- (2) 認定再生医療等委員会は、(1)による再生医療等提供計画の変更について審査等業務を行うに当たっては、技術専門員からの評価書を確認しなければならないこと。
- (3) (1)による再生医療等提供計画の変更についての審査等業務は、書面により行うことができること。
- (4) 改正省令の施行の際現に細胞提供者又は代諾者から改正前の再生医療等安全性確保法施行規則第7条第6号又は第7号の同意を得ている細胞を用いて再生医療等を行う場合の新規則第7条第6号及び第7号の規定の適用については、なお従前の例によること。
- (5) 厚生労働大臣は、施行日以後に再生医療等委員会の認定を受けようとする者から当該認定の申請があった場合又は改正省令の施行の際現に存する認定委員会設置者から変更の認定の申請があった場合においては、施行日前においても、新省令第44条から第49条までの規定の例により、認定及び公示をすることができる。この場合において、その認定は施行日において厚生労働大臣が行った認定又は変更の認定と、その公示は施行日において厚生労働大臣が行った公示とみなすこと。

目次	改 正 後	改 正 前	(傍線部分は改正部分)
第一章 (略)			
第二章 再生医療等の提供			
第一節 再生医療等提供基準 (第四条—)			
第二節 再生医療等提供計画 (第二十七条—)			
第三節 (略)			
第三章 認定再生医療等委員会 (第四十二条—)			
第四章 第五章 (略)			
第六章 雜則(第一百八十八条—第一百二十二条)			
附則			

## ○厚生労働省令第二百四十号

再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号)第三条第一項、第四条第一項及び第三項第二号(同法第五条第二項において準用する場合を含む)、第五条第一項及び第三項、第六条、第十六条第一項及び第二項、第十七条第一項、第十八条、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十五条、第二十六条第一項及び第二項、第十七条规定並びに第四項(これらの規定を同法第二十七条第三項及び第二十八条第六項において準用する場合を含む)、第二十七条第二項(同法第三十六条第二項において準用する場合を含む)、第二十九条第六号)第三十条第一項、第三十四条、第三十五条第二項(同法第三十六条第二項において準用する場合を含む)、第四十六条並びに第五十六条第一項の規定並びに臨床研究法(平成二十九年法律第十六号)第三条第一項、第五条第一項及び第三項、第六条第一項、第十二条、第十三条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第二十五条第一項、第二十六条第六項において準用する第二十三条第二項、第三十二条、第三十三条、第三十五条第二項、第三十六条第一項並びに第三十八条の規定に基づき、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月三十日

厚生労働大臣 根本 伸

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第二百十号)

(再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則の一部改正)

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第二百十号)

(傍線部分は改正部分)

## (用語の定義)

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めることによる。

## 一、五 (略)

六 「代諾者」とは、細胞を採取される者又は再生医療等を受ける者の親権を行う者、配偶者、後見人その他これらに準じる者をいう。

## 七 (略)

八 「多施設共同研究」とは、研究として行う再生医療等であつて、一の研究の計画書(以下「研究計画書」という)に基づき複数の再生医療等の提供を行なう医療機関(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ)において行われるものといふ。

七 (略)  
(新設)

## (用語の定義)

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めることによる。

## 一、五 (略)

六 「代諾者」とは、細胞を採取される者又は再生医療等の提供を行なう医療機関(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ)において行われるものといふ。

七 (略)  
(新設)

九 「代表管理者」とは、再生医療等を多数施設共同研究として行う場合において、複数の再生医療等の提供を行なう医療機関の管理者を代表する管理者をいう。

十 「モニタリング」とは、研究として再生医療等を行なう場合において、研究に対する信頼性の確保及び再生医療等を受けた者の保護の観点から研究が適正に行われていることを確保するため、当該研究の進捗状況並びに当該研究がこの省令及び研究計画書に従って行われているかどうかについて、再生医療等の提供を行なう医療機関の管理者が特定の者を指定して行わせる調査をいう。

十一 「監査」とは、研究として再生医療等を行う場合において、研究に対する信頼性の確保及び再生医療等を受ける者の保護の観点から研究により収集された資料の信頼性を確保するため、当該研究がこの省令及び研究計画書に従つて行われたかどうかについて、再生医療等の提供を行う医療機関の管理者が特定の者を指定して行わせる調査をいう。

十二～十八 (略)

十九 「ドナー動物」とは、再生医療等に用いる細胞を採取される動物をいう。

二十 (略)

(再生医療等提供基準)

第四条 法第三条第一項の厚生労働省令で定める再生医療等の提供に関する基準(以下「再生医療等提供基準」という。)は、次条から第二十六条の十三までに定めるところによる。

(人員)

第五条 第一種再生医療等(法第二条第五項に規定する第一種再生医療等をいう。以下同じ。)又は第二種再生医療等(法第二条第六項に規定する第二種再生医療等をいう。以下同じ。)の提供を行なう医療機関は、当該第一種再生医療等又は第二種再生医療等に関する業務の実施を統括するため、当該業務に係る責任者(以下「実施責任者」といいう。)を置かなければならない。

2 実施責任者は、医師又は歯科医師であつて、実施する第一種再生医療等又は第二種再生医療等の対象となる疾患及び当該疾患に関連する分野について、十分な科学的知識並びに医療に関する経験及び知識を有していなければならず、研究として再生医療等を行う場合には、研究に関する倫理に配慮して当該研究を適正に実施するための十分な教育及び訓練を受けていなければならない。

(新設)

(削除)

等を行う場合において、研究に対する信頼性の確保及び再生医療等を受ける者の保護の観点から研究により収集された資料の信頼性を確保するため、当該研究がこの省令及び研究計画書に従つて行われたかどうかについて、再生医療等の提供を行う医療機関の管理者が特定の者を指定して行わせる調査をいう。

八～十四 (略)

十五 「ドナー動物」とは、再生医療等に用いる細胞を提供する動物をいう。

十六 (略)

(再生医療等提供基準)

第四条 法第三条第一項の厚生労働省令で定める再生医療等の提供に関する基準(以下「再生医療等提供基準」という。)は、次条から第二十六条までに定めるところによく。

(人員)

第五条 第一種再生医療等(法第二条第五項に規定する第一種再生医療等をいう。以下同じ。)又は第二種再生医療等(法第二条第六項に規定する第二種再生医療等をいう。以下同じ。)の提供を行なう医療機関は、当該第一種再生医療等又は第二種再生医療等に関する業務の実施を統括するため、当該業務に係る責任者(以下「実施責任者」といいう。)を置かなければならない。

3

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

286

287

288

289

290

291

292

293

294

295

296

297

298

299

300

301

ヘ・ト (略)	チ 当該細胞の提供をしないこと又は同意を撤回することにより不利益な取扱いを受けないこと。
リ 研究に関する情報公開の方法 (研究として再生医療等を行う場合に限る)	ヌ 細胞提供者の個人情報 (法第十五条に規定する個人情報をいう。以下同じ)の保護に関する事項
ル 試料等 (人体から取得された試料及び再生医療等に用いる情報をいう。以下同じ)の保管及び廃棄の方法	ヲ 研究に対する第八条の八第一項各号に規定する関与に関する状況 (研究として再生医療等を行う場合に限る。)
レ 再生医療等の提供に伴い、細胞提供者の健康、子孫に受け継がれ得る遺伝的特徴等に関する重要な知見が得られる可能性がある場合には、当該細胞提供者に係るその知見 (偶発的所見を含む) の取り扱い	ワ 当該細胞を用いる再生医療等に係る特許権、著作権その他の財産権又は経済的利益の帰属に関する事項
ソ 細胞提供者から取得された試料等について、当該細胞提供者から同意を得る時点では特定されない将来の研究のために用いられる可能性又は他の医療機関に提供する可能性がある場合には、その旨及び同意を受ける時点において想定される内容	リ 当該細胞を用いる再生医療等に係る事項
ツ 再生医療等の審査等業務 (法第六条第一項に規定する審査等業務をいう。以下同じ。)を行つ認定再生医療等委員会 (法第二十六条第五項第二号に規定する認定再生医療等委員会をいう。以下同じ。)における審査事項その他当該再生医療等に係る認定再生医療等委員会に関する事項	ヌ 細胞提供者の個人情報の保護に関する事項

ハ・二 (略)	ホ 当該細胞の提供をしないこと又は当該細胞の提供に係る同意を撤回することにより不利益な取扱いを受けないこと。
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
ヘ・ト (略)	チ 細胞提供者の個人情報の保護に関する事項

ナ (略)	シ 細胞提供者の代諾者に対する説明及び同意については前号の規定を準用する。
七 細胞提供者の代諾者に対する説明及び同意において、同号中「細胞提供者に対する」こととあるのは「細胞提供者の代諾者に対する」こととある。	ハ 代諾者を得てゐること。
八 代諾者の使途	イ 当該細胞の使途
九 代諾者の同意の撤回に関する事項	ロ 当該細胞の提供により予期される危険及び不利益
十 代諾者の同意を撤回することにより不利な取扱いを受けないこと。	ハ 代諾者となることは任意であること。
十一 代諾者の同意による健康被害に対する補償に関する事項	シ 細胞提供者及び代諾者の個人情報とあるのは「細胞提供者及び代諾者の個人情報」と「当該細胞提供者から一括して、当該細胞提供者と同一の個人情報をもつた者」とあるのは「代諾者から」と読み替えるものとする。

ヌ (新設)	ヌ 研究に用ひる医薬品等 (臨床研究法 (平成二十九年法律第十六号) 第二条第三項に規定する医薬品等製造販売業者をいう。以下同じ)の製造販売をし、若しくはしようとする医薬品等製造販売業者 (同様の者をいう。以下同じ。)又はその特殊関係者 (同条第二項第一号に規定する特殊関係者をいう。以下同じ。)による研究資金等 (同号に規定する研究資金等をいう。以下同じ。)の提供を受けて研究を行う場合においては、同法第三十二条に規定する契約の内容 (研究として再生医療等を行う場合に限る。)と十二条に規定する契約の内容 (研究として再生医療等を行う場合に限る。)
ヘ・ト (略)	チ 細胞の提供を受ける際に、細胞提供者の代諾者の同意を得る場合にあつては、当該代諾者に対し、次に掲げる事項について、できる限り平易な表現を用い、文書により適切な説明を行い、文書により同意を得てゐること。
ヌ (略)	リ 当該細胞の提供による健康被害に対する補償に関する事項
チ 細胞提供者及び代諾者の個人情報の保護に関する事項	ヌ 代諾者の同意を撤回することにより不利な取扱いを受けないこと。
ヌ その他当該細胞を用ひる再生医療等の内容に応じ必要な事項	ヘ 当該細胞の提供に係る費用に関する事項

八 (略)  
九 細胞提供者又は代諾者が当該細胞を再生医療等に用いることについて同意した場合であつて、当該細胞に培養その他の加工が行われるまでの間について、当該細胞提供者又は代諾者が同意を撤回することができる機会が確保されていること。

## 十・十六 (略)

(特定細胞加工物の製造及び品質管理の方

法) 第八条 再生医療等の提供を行う医療機関の管理者者は、再生医療等に特定細胞加工物を用いる場合には、当該特定細胞加工物の名称、構成細胞及び製造方法等を記載した特定細胞加工物概要書(以下「特定細胞加工物概要書」という)を作成しなければならない。

2 再生医療等の提供を行う医療機関の管理者者は、再生医療等に特定細胞加工物を用いる場合においては、特定細胞加工物製造事業者(法第二条第八項に規定する特定細胞加工物製造事業者をいう。以下同じ。)に、法第四十条に規定する特定細胞加工物製造事業者の業務に関し遵守すべき事項に従つて細胞培養加工施設(法第二条第四項に規定する細胞培養加工施設をいう。以下同じ。)における特定細胞加工物の製造及び品質管理を行わせなければならない。

(研究として再生医療等を行う場合の基本理念)

一 社会的及び学術的意義を有する研究を行なうこと。

二 研究の分野の特性に応じた科学的合理性を確保すること。

三 研究により得られる利益及び再生医療等を受ける者への負担その他の不利益を比較考慮すること。

八 (略)  
九 細胞提供者が当該細胞を再生医療等に用いることについて同意した場合であつて、当該細胞に培養その他の加工が行われるまでの間について、当該細胞提供者が同意を撤回することができる機会が確保されていること。

## 十・十六 (略)

(特定細胞加工物の製造及び品質管理の方

法) 第八条 提供機関管理者は、再生医療等に特定細胞加工物を用いる場合には、当該特定細胞加工物の名称、構成細胞及び製造方法等を記載した特定細胞加工物概要書(以下「特定細胞加工物概要書」という)を作成しなければならない。

2 提供機関管理者は、再生医療等に特定細胞加工物を用いる場合においては、特定細胞加工物製造事業者に、法第四十四条に規定する特定細胞加工物製造事業者の業務に従つて細胞培養加工施設における特定細胞加工物の製造及び品質管理を行わせなければならない。

- 四 独立した公正な立場における審査等業務を行う認定再生医療等委員会の審査を受けていること。
- 五 再生医療等を受ける者の事前の十分な説明を行うとともに、自由な意思に基づく同意を得ること。
- 六 社会的に特別な配慮を必要とする者について、必要かつ適切な措置を講ずること。
- 七 研究を利用する個人情報を適正に管理すること。
- 八 研究の質及び透明性を確保すること。  
(多施設共同研究)
- 第九条の三 再生医療等を多施設共同研究として行う医療機関の管理者は、当該再生医療等を行う他の医療機関の管理者に対し、当該多施設共同研究に関する必要な情報を共有しないなければならない。
- (研究計画書)
- 2 再生医療等を多施設共同研究として行う医療機関の管理者は、当該再生医療等を行う他の医療機関の管理者に対し、当該多施設共同研究に関する必要な情報を共有しないなければならない。

## 四

## 五

## 六

## 七

## 八

## 九

## 十

## (新設)

第八条の四 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、次に掲げる事項を記載した研究計画書を作成しなければならない。

(研究計画書)

- 一 研究の実施体制に関する事項
- 二 研究の背景に関する事項(当該研究に用いる細胞の概要に関する事項、特定細胞加工物の概要に関する事項及び再生医療等製品を用いる場合にあつては当該再生医療等製品の概要に関する事項を含む。)
- 三 研究の目的に関する事項
- 四 研究の内容に関する事項(再生医療等提供計画に記載された再生医療等の内容をできる限り平易な表現を用いて記載したもの)を含む。)
- 五 再生医療等を受ける者の選択及び除外並びに研究の中止に関する基準

(新設)

- |       |  |
|-------|--|
| 六     | 再生医療等を受ける者に対する治療に関する事項   |
| 七     | 有効性の評価に関する事項   |
| 八     | 安全性の評価に関する事項   |
| 九     | 統計的な解析に関する事項   |
| 十     | 原資料等（研究により得られたデータその他の記録であつて、臨床研究第三十二条の規定により締結した契約の内容を含む。以下同じ。）の閲覧に関する事項                        |
| 十一    | 品質管理及び品質保証に関する事項   |
| 十二    | 倫理的な配慮に関する事項   |
| 十三    | 記録（データを含む。）の取扱い及び保存に関する事項  |
| 十四    | 研究の実施に係る金銭の支払及び補償に関する事項  |
| 十五    | 研究に関する情報の公表に関する事項  |
| 十六    | 研究の実施期間  |
| 十七    | 再生医療等を受ける者及び細胞提供者並びにこれらの代諾者に対する説明及びその同意（これらに用いる様式を含む。）に関する事項                                   |
| 十八    | 前各号に掲げるもののほか、研究の適正な実施のために必要な事項<br>(モニタリング)   |
| 第九条の五 | 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、研究計画書とともにモニタリングに関する一の手順書を作成し、当該手順書及び研究計画書に定めるところにより、モニタリングを実施させなければならぬ。 |
| 二     | 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、モニタリングの対象となる研究に従事する者に、当該者が直接担当する業務のモニタリングを行わせてはならない。                    |
| 三     | モニタリングに従事する者は、当該モニタリングの結果を、研究として再生医療等を行う医療機関の管理者に報告しなければならない。                                  |

新設



新設

二 研究として行う再生医療等に従事する者（実施責任者、再生医療等を行う医師又は歯科医師及び統計的な解析を行うことに責任を有する者に限る。）及び研究計画書に記載されている者であつて、当該研究を行うことによって利益を得ることが明白な者に対する当該研究に用いる特定細胞加工物の製造委託を受けている特定細胞加工物製造事業者又は当該研究に用いる医薬品等の製造販売をし、若しくはしようとする医薬品等製造販売業者若しくはその特殊関係者による寄附金、原稿執筆及び講演等の他の業務に対する報酬の提供その他の関与

3 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者又は所属機関の長は、前項の関与が確認された場合には、利益相反管理基準の確認及び当該利益相反管理基準に基づく前項の関与の事実関係についての確認を行ひ、当該確認の結果（助言、勧告その他の措置が必要な場合においては、当該措置の内容を含む。）を記載した報告書を作成しなければならない。この場合において、研究として再生医療等を行う医療機関の管理者以外の者が当該報告書を作成したときは、当該報告書を研究として再生医療等を行う医療機関の管理者に提出しなければならない。

4 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、前項に規定する報告書の内容も踏まえ、第一項の関与についての適切な取扱いの方針を具体的に定めた計画（前項の報告書に助言、勧告その他の措置が記載されている場合には、その内容を含む。）以下「利益相反管理計画」という。）を作成しなければならない。

研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、利益相反管理基準及び利益相反管理計画について、認定再生医療等委員会の意見を聽かなければならぬ。

5 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、第一項の関与について、利益相反管理基準及び利益相反管理計画に基づき、適切な管理を行わなければならない。

6 第一項及び第四項の規定は、再生医療等を多施設共同研究として行う場合について準用する。この場合において、第一項及び第四項中「研究として再生医療等を行う医療機関の管理者」とあるのは、「代表管理者」と読み替えるものとする。

（情報の公表等）

5 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、あらかじめ、研究を行うに当たり世界保健機関が公表を求める事項その他の研究の過程の透明性の確保及び国民の研究への参加の選択に資する事項を厚生労働省が整備するデータベースに記録することにより、当該事項を公表しなければならない。これを変更したときも同様とする。

6 第八条の九 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、あらかじめ、研究を行ふに当たり世界保健機関が公表を求める事項その他の研究の過程の透明性の確保及び国民の研究への参加の選択に資する事項を厚生労働省が整備するデータベースに記録することにより、当該事項を公表しなければならない。これを変更したときも同様とする。

2 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、第八条の四第四号に掲げる研究の内容に関する事項として記載した主たる評価項目に係るデータの収集を行うための期間が終了したときは原則としてその日から一年以内に主要評価項目報告書（研究計画書につき当該収集の結果等を取りまとめた一の概要をいう。以下同じ。）を、同号に掲げる研究の内容に関する事項として記載した全ての評価項目に係るデータの収集を行ふための期間が終了したときは原則としてその日から一年以内に研究計画書につき一年の総括報告書（研究の結果等を取りまとめた文書をいう。以下同じ。）及びその概要を、それぞれ作成しなければならない。

3 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、前項の規定により主要評価項目報告書の作成を行ふ場合は、法第五条第一項の再生医療等提供計画の変更をしなければならない。

（新設）

4

研究として再生医療等を行う医療機関の  
管理者は、第二項の規定により主要評価項目  
報告書又は総括報告書及びその概要を作  
成したときは、認定再生医療等委員会の意  
見を聽いた上で、主要評価項目報告書又は  
総括報告書の概要について当該認定再生医  
療等委員会が意見を述べた日から起算して  
一月以内に第一項の規定による公表をしな  
ければならない。

研究として再生医療等を行う医療機関の  
管理者は、前項の規定により総括報告書の  
概要を公表しようとするときは、あらかじ  
め、これを厚生労働大臣に提出しなければ  
ならない。

研究として再生医療等を行う医療機関の  
管理者は、法第四条第一項若しくは第五条  
第一項の規定による提出をした場合、同条  
第三項の規定による届出をした場合又は前  
項の規定による提出をした場合にあっては、  
第一項の規定による公表を行つたもの  
とみなす。

研究として再生医療等を行う医療機関の  
管理者は、法第四条第一項若しくは第五条  
第一項の規定による提出をした場合、同条  
第三項の規定による届出をした場合又は前  
項の規定による提出をした場合にあっては、  
第一項の規定による公表を行つたもの  
とみなす。

第一項及び第三項から前項までの規定  
は、再生医療等を多施設共同研究として行  
う場合について適用する。この場合において、  
これらの規定中「研究として再生医療等  
等を行う医療機関の管理者」とあるのは「代  
表管理者」と、「第一項の規定による公表」  
とあるのは、「第七項において適用する第一  
項の規定による公表」と、「第三項中「前項  
の規定により」とあるのは「前項の規定に  
より研究として再生医療等を行う医療機関  
の管理者が」と、「第四項中「第二項の規定  
により」とあるのは「第二項の規定により  
研究として再生医療等を行う医療機関の管  
理者が」と、「前項中「前項」とあるのは  
「第七項において適用する前項」と読み替  
えるものとする。

(再生医療等を行う医師又は歯科医師の要  
件)

第九条 再生医療等を行う医師又は歯科医師  
は、当該再生医療等を行うために必要な専  
門的知識及び十分な臨床経験を有していな  
い。

4

ければならず、研究として再生医療等を行  
う場合には、研究に関する倫理に配慮して  
当該研究を適正に実施するための十分な教  
育及び訓練を受けないなければならない。  
(再生医療等を行う際の責務)

第十一条 (略)

2・3 (略)

4 再生医療等を行う医師又は歯科医師は、  
この省令、再生医療等提供計画及び研究計  
画書(研究として再生医療等を行う場合に  
限る)に基づき再生医療等を行わなければ  
ならない。

(再生医療等を受ける者に対する説明及び  
同意)

第十三条 (略)

2 再生医療等を行う医師又は歯科医師は、  
前項の同意を得るに際し、次に掲げる事項  
について、できる限り平易な表現を用い、  
文書により再生医療等を受ける者に説明を  
行わなければならない。

一 提供する再生医療等の名称及び厚生労  
働大臣に再生医療等提供計画を提出して  
いる旨

二 再生医療等を提供する医療機関の名称  
並びに当該医療機関の管理者、実施責任  
者及び再生医療等を行う医師又は歯科医  
師の氏名(再生医療等を多施設共同研究  
として行う場合は、代表管理者)  
の氏名及び当該再生医療等を行う他の医  
療機関の名称及び当該医療機関の管理者  
の氏名を含む。)

三 提供される再生医療等の目的及び内容  
四 当該再生医療等に用いる細胞に関する  
情報

五 再生医療等を受ける者として選定され  
た理由(研究として再生医療等を行う場  
合に限る。)

六 当該再生医療等の提供により予期され  
る利益及び不利益

(再生医療等を行う医師又は歯科医師の要  
件)

4

ければならず、研究として再生医療等を行  
う場合には、研究に関する倫理に配慮して  
当該研究を適正に実施するための十分な教  
育及び訓練を受けないなければならない。  
(再生医療等を行う際の責務)

第十一条 (略)

2・3 (略)

2・3 (新設)

(再生医療等を受ける者に対する説明及び  
同意)

第十三条 (略)

2 再生医療等を行う医師又は歯科医師は、  
前項の同意を得るに際し、次に掲げる事項  
について、できる限り平易な表現を用い、  
文書により再生医療等を受ける者に説明を  
行わなければならない。

(新設)

一 提供される再生医療等の内容

二 当該再生医療等の実施により予期され  
る効果及び危険

三 他の治療法の有無、内容、他の治療法  
により予期される効果及び危険との比較

第九条 再生医療等を行う医師又は歯科医師  
は、当該再生医療等を行うために必要な専  
門的知識及び十分な臨床経験を有していな  
い。

七| (略)  
(削る)

- 九| 八| (略)  
再生医療等を受けることを拒否する  
と又は同意を撤回することにより不利益  
な取扱いを受けないこと。
- 十| 研究に関する情報公開の方法(研究と  
して再生医療等を行う場合に限る)。
- 十一| 再生医療等を受ける者又は代諾者の  
求めに応じて、研究計画書その他の研究  
の実施に関する資料を入手又は閲覧でき  
る旨及びその入手又は閲覧の方法(研究  
として再生医療等を行う場合に限る)。
- 十二| 再生医療等を受ける者の個人情報の  
保護に関する事項。
- 十三| 試料等の保管及び廃棄の方法。
- 十四| 研究に対する第八条の八第一項各号  
に規定する関与に関する状況(研究とし  
て再生医療等を行う場合に限る)。
- 十五| 苦情及び問合せへの対応に関する体  
制。
- 十六| 当該再生医療等の提供による健診被  
害に対する補償に関する事項(研究とし  
て再生医療等を行う場合に限る)。
- 十七| 他の治療法の有無及び内容並びに他  
の治療法により予期される利益及び不  
益との比較。
- 十八| 当該再生医療等の提供による健診被  
害に対する補償に関する事項(研究とし  
て再生医療等を行う場合に限る)。
- 十九| 再生医療等を受ける者の健康、子孫  
に受け継がれ得る遺伝的特徴等に関する  
重要な知見が得られる可能性がある場合  
には、当該者に係るその知見(偶発的所  
見を含む)の取扱い。
- 二十| 再生医療等を受ける者から取得され  
た試料等について、当該者から同意を受  
ける時点では特定できない将来の研究の  
ために用いられる可能性又は他の医療機  
関に提供する可能性がある場合には、そ  
の旨と同意を受ける時点において想定さ  
れる内容。

五| 四| (略)  
再生医療等を受けることを拒否する  
と又は同意を撤回することにより不利益  
な取扱いを受けないこと。

- 六| (略)  
(新設)

五| 四| (略)  
再生医療等を受けることを拒否する  
と又は同意を撤回することにより不利益  
な取扱いを受けないこと。

- 七| (新設)

二十一| 当該再生医療等の審査等業務を行  
う認定再生医療等委員会における審査事  
項その他当該再生医療等に係る認定再生  
医療等委員会に関する事項。

二十二| 研究に用いる医薬品等の製造販売  
をし、若しくはしようとする医薬品等製  
造販売業者又はその特殊關係者による研  
究資金等の提供を受けて研究を行う場合  
においては臨床研究法第三十二条に規定  
する契約の内容(研究として再生医療等  
を行う場合に限る)。

- 八| (略)

二十三| (略)  
(再生医療等を受ける者の代諾者に対する  
説明及び同意)

二十四| 再生医療等を受ける者の代諾者に  
対する説明及び同意については前条の規定  
を準用する。この場合において、同条中「再  
生医療等を受ける者に対する」であるのは「再  
生医療等を受ける者の代諾者の同意を得る  
場合にあつては、当該代諾者に対する」と、  
「再生医療等を受ける者に説明」とあるのは「代  
諾者に説明」と、「再生医療等を受ける者と  
して」とあるのは「再生医療等を受ける者  
が再生医療等を受ける者として」と、「再生  
医療等を受けること」とあるのは「同意」と  
「再生医療等を受ける者の個人情報」と  
あるのは「再生医療等を受ける者及び代諾  
者の個人情報」と「当該者から」とあるの  
は「代諾者から」と読み替えるものとする。

十| (略)

(再生医療等を受ける者の代諾者に対する  
説明及び同意)

二十四| 再生医療等を受ける者の代諾者に  
対する説明及び同意については前条の規定  
を準用する。この場合において、同条中「再  
生医療等を受ける者に対する」とあるのは「代  
諾者に」と、「再生医療等を受けること」とあ  
るのは「代諾者の同意」と、「再生医療等を  
受ける者の個人情報」とあるのは「再生医  
療等を受ける者及び代諾者の個人情報」と  
読み替えるものとする。

十一| (略)

(再生医療等を受ける者の代諾者に対する  
説明及び同意)

七| 当該再生医療等の実施による健康被害  
に対する補償に関する事項(研究として  
行われる再生医療等に係るものに限る)。

八| 再生医療等を受ける者の個人情報の保  
護に関する事項。

九| 当該再生医療等の実施に係る費用に関  
する事項。

二| (略)  
(細胞の安全性に関する疑義が生じた場合  
の措置)

三| 第十五条 再生医療等を行う医師又は歯科医  
師は、細胞提供者又は細胞を採取した動物  
の遅発性感染症の発症の疑いその他の当該  
細胞の安全性に関する疑義が生じたことを  
知った場合には、再生医療等の安全性の確  
保等を図るために必要な措置を講じなければ  
ならない。

二| (略)  
(細胞の安全性に関する疑義が生じた場合  
の措置)

三| 第十五条 再生医療等を行う医師又は歯科医  
師は、細胞提供者又は細胞を採取した動物  
の遅発性感染症の発症の疑いその他の当該  
細胞の安全性に関する疑義が生じたことを  
知った場合には、再生医療等の安全性の確  
保等を図るために必要な措置を講じなければ  
ならない。

(新設)

試料の保管

**第十六条** 再生医療等の提供を行う医療機関の管理者は、再生医療等を受ける者が感染症を発症した場合等の原因の究明のため、細胞提供者又は細胞を採取した動物の細胞の一部等の適当な試料について、採取を行った日から一定期間保管しなければならない。ただし、保管しないこと又は保管できないことについて、採取した細胞が微量である場合その他合理的な理由がある場合には、この限りでない。

**第十六条** 提供機関管理者は、再生医療等を受ける者が感染症を発症した場合等の原因の究明のため、細胞提供者又は細胞を採取した動物の細胞の一部等の適当な試料について、採取を行った日から一定期間保存しなければならない。ただし、保存しないことと又は保存できないことについて、採取した細胞が微量である場合その他合理的な理由がある場合には、この限りでない。

2 再生医療等の提供を行なう医療機関の管理  
者は、再生医療等を受ける者が感染症を発  
症した場合等の原因の究明のため、当該再  
生医療等に用いた細胞加工物の一部につい  
て、再生医療等を行つた日から一定期間保  
管しなければならない。ただし、保管しな  
いこと又は保管できないことについて、細  
胞加工物が微量である場合その他合理的な  
理由がある場合には、この限りでない。

3 再生医療等の是共を行う医療機関の管理

者は、前二項の規定により試料又は細胞加工物の一部を保管しようとするときは、あらかじめ、これらの保管期間終了後の取扱いを定めて、これらの定めにより必要な措置を講じなければならぬ。

**第十七条** 再生医療等を行う医師又は歯科医師は、再生医療等の提供によるものと疑われる疾病、障害若しくは死亡又は感染症の発生（以下「疾病等の発生」という。）を知つたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に対し、速やかにその旨を報告しなければならない。

一 第一種再生医療等又は第二種再生医療等を行つてゐる場合 再生医療等の提供を行ふ医療機関の管理者及び実施責任者

第一種再生医療等又は第二種再生医療等を行つてゐる場合(次号に掲げる場合を除く) 提供機関管理者及び実施責任者

第一種再生医療等又は第二種再生医療等を共同研究として行つてゐる場合 提供機関管理者、実施責任者及び統括責任者

### (疾病等の発生の場合の措置)

提供機関管理者は、再生医療等を受ける者が感染症を発症した場合等の原因の究明のため、当該再生医療等に用いた細胞加工物の一部について、再生医療等を行った日から一定期間保存しなければならない。ただし、保存しないこと又は保存できないことについては、細胞加工物が微量である場合その他合理的な理由がある場合には、この限りでない。

(疾病等の発生の場合の措置)  
**第十七条** 再生医療等を行う医師又は歯科医師は、(略)

師は、再生医療等の提供によるものと疑われる疾病、障害、若しくは死亡又は感染症等の発生（以下「疾病等の発生」という。）を知ったときは、次の各号に掲げる場合の区分

分に応じ、当該各号に定める者に対し、速  
めふりの旨を報告しなければならない。

やがてその旨を報告したけれどもかりない  
一 第一種再生医療等又は第二種再生医療

等を行つてゐる場合(次号に掲げる場合を除く)。提共機関管理者及び実施責任

者を除く) 技術機関管理者及び家族責任者

## 二 第一種再生医療等又は第二種再生医療等の開院に付づくから場合

等を共同研究として行なっている場合、機関管理者、実施責任者及び統括責任者

### 〔実施状況の確認〕

第一項若しくは第二項の報告又は第三項の通知を受けた再生医療等を提供する医療機関の管理者、実施責任者又は代表管理者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に対し、発生した事態及び講じた措置について速やかに通知しなければならない。

第一項若しくは第二項の報告又は前項の通知を受けた再生医療等を提供する医療機関の管理者、実施責任者又は代表管理者は、当該再生医療等を行う医師又は歯科医師に対し、当該再生医療等の中止その他の必要な措置を講ずるよう指示しなければならぬ。

31  
しなければならない。  
前二項の報告を受けた再生医療等の提供を行う医療機関の管理者は、当該再生医療等を多施設共同研究として行っている場合にあっては、当該報告の内容を速やかに代表管理者に通知しなければならない。

規定する第三種再生医療等(法第二条第七項に同じ)を行つてゐる場合、再生医療等の提供を行ふ医療機関の管理者は、前項(第一号に掲げる場合に限る)の報告により知つた場合を除き、疾病等の発生を知つたときは、再生医療等の提供を行ふ医療機関の管理者に報告

実施状況の確認

4 第一項又は第二項に規定する管理責任者、実施責任者、関係管理者

前二項の報告を  
実施責任者又は統  
療等を行う医師又  
再生医療等の中止  
するよう指示しな  
ず

2 | 前項第三号に掲  
医療等を共同研究する  
は、前項の報告を受  
当該報告の内容を  
の提供機関管理者者  
い。

りた提供機関管理者  
責任者は、当該再生  
歯科医師に対し、当  
の他の必要な措置を  
やばならない。

の場合であつて、再  
して行つてゐると  
た提供機関管理者は  
向研究を行つてゐる  
報告しなければなら

三 前二号に掲げる場合以外の場合



## 第二十四条 削除

## (個人情報の保護)

**第二十四条 提供機関管理者は、個人情報の適正な取扱いの方法を具体的に定めた実施規程(以下「個人情報取扱実施規程」といふ。)を定めなければならない。**

## (教育又は研修)

**第二十五条 再生医療等の提供を行う医療機関の管理者又は実施責任者は、再生医療等を適正に行うために定期的に教育又は研修の機会を確保しなければならない。**

## (教育又は研修)

**第二十五条 提供機関管理者又は実施責任者は、再生医療等を適正に実施するために定期的に教育又は研修の機会を確保しなければならない。**

## (教育又は研修)

**第二十五条 提供機関管理者又は実施責任者は、再生医療等を適正に実施するために定期的に教育又は研修の機会を確保しなければならない。**

## (教育又は研修)

**第二十六条 再生医療等に従事する者は、再生医療等に従事する者は、再生医療等を適正に行うために定期的に適切な教育又は研修を受け、情報収集に努めなければならない。**

## (苦情及び問合せへの対応)

**第二十六条 提供機関管理者は、苦情及び問合せに適切かつ迅速に対応するため、苦情及び問合せを受け付けるための窓口の設置、苦情及び問合せの対応の手順の策定その他の必要な体制の整備をしなければならない。**

## (認定再生医療等委員会の意見への対応)

**第二十六条 提供機関管理者は、苦情及び問合せに適切かつ迅速に対応するため、苦情及び問合せを受け付けるための窓口の設置、苦情及び問合せの対応の手順の策定その他の必要な体制の整備をしなければならない。**

## (新設)

**第二十六条 提供機関管理者は、苦情及び問合せに適切かつ迅速に対応するため、苦情及び問合せを受け付けるための窓口の設置、苦情及び問合せの対応の手順の策定その他の必要な体制の整備をしなければならない。**

## (個人情報の取扱い)

**第二十六条の三 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用(再生医療等を**

## (新設)

研究として行う再生医療等に従事する者は、原則として、あらかじめ、本人(個人情報)によつて識別される特定の個人をいう。(以下同じ。)又はその親権を行う者、配偶者、後見人その他これらに準ずる者(以下「本人等」という。)から同意を得た範囲又は次条の規定により通知し、若しくは公表している範囲を超えて、再生医療等の実施に伴い取得した保有個人情報を取り扱つばならない。

3 | 研究として行う再生医療等を行う医療機関の管理者は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 | 研究として行う再生医療等を行う医療機関の管理者は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

5 | 研究として行う再生医療等を行う医療機関の管理者は、前項の措置の方法を具体的に定めた実施規程(以下「個人情報取扱実施規程」という。)を定めなければならない。

6 | 再生医療等を行う医療機関の管理者は、個人情報の利用に係る本人等の同意

一 既存試料等(研究計画書が作成されるまでの間に存在する試料等又は当該研究計画書が作成された後に当該研究の目的以外の目的で取得された試料等)であつて、当該研究に利用するもの(特定細胞加工物に該当するものを除く。)をいう。

以下同じ。)の取得時に別の研究における利用についての同意が得られており、当該研究を行うことについて、次に掲げる事項を既存試料等が再生医療等に利用される者又はその親権を行う者、配偶者、後見人その他これらに準ずる者(以下「既存試料等が再生医療等に利用される者、配偶者、後見人その他これらに準ずる者」といふ。)は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

- 等」というに通知し、又は公表してお  
り、かつ、その同意が当該研究の目的と  
相当の関連性があると合理的に認められ  
る場合
- イ 当該研究における既存試料等の利用  
目的及び利用方法(当該再生医療等を  
多施設共同研究として行う場合におい  
て、当該再生医療等を行う他の医療機  
関の管理者へ提供される場合はその方  
法を含む。)
- ロ 当該研究に利用する既存試料等の項  
目
- ハ 当該研究に利用する既存試料等を利  
用する者の範囲
- 二 当該研究に利用する既存試料等の管  
理について責任を有する者の氏名又は  
名称
- 一 当該研究の実施について、次に掲げる  
事項を既存試料等が再生医療等に利用さ  
れる者等に通知し、又は公表している場  
合であつて、当該既存試料等が再生医療  
等に利用される者が当該研究に参加する  
ことについて、原則として、既存試料等  
が再生医療等に利用される者等が拒否で  
きる機会を保障している場合(前号に該  
当する場合を除く。)
- イ 前号イからニまでに掲げる事項
- ロ 既存試料等が再生医療等に利用され  
る者等の求めに応じて、既存試料等が  
再生医療等に利用される者が識別され  
る既存試料等の利用(当該再生医療等  
を多施設共同研究として行う場合にお  
ける当該再生医療等を行う他の医療機  
関の管理者への提供を含む。)を停止す  
ること
- ハ 口の既存試料等が再生医療等に利用  
される者等の求めを受け付ける方法  
(利用目的の通知)
- 第二十六条の五 研究として再生医療等を行  
う医療機関の管理者は、本人等から、保  
有個人情報の全部又は一部について開示し  
ること**
- 個人情報の全部又は一部を開示した場合に  
ては、その求めをした本人等に対し、遅滞な  
く、該当する保有個人情報を開示しなけれ  
ばならない。ただし、開示することにより  
次の各号のいずれかに該当する場合は、そ  
の全部又は一部を開示しないことができる。  
一 本人又は第三者の生命、身体、財産そ  
の他の権利利益を害するおそれがある場  
合
- 二 当該研究の適正な実施に著しい支障を  
及ぼすおそれがある場合
- 三 他の法令に違反することとなる場合
- 研究として再生医療等を行う医療機関の  
管理者は、前項の規定により求められた保  
有個人情報の全部又は一部について開示し  
ない旨の決定をした場合又は開示を求めら  
れた保有個人情報が存在しない場合には、  
その求めをした本人等に対し、遅滞なく、  
その旨を通知しなければならない。
- 他の法令の規定により、保有個人情報の  
開示について定めがある場合には、前二項  
の規定は、適用しない。

(新設)

等に對し、遅滞なく、これを通知しなけれ  
ばならない。ただし、利用目的の通知の求  
めをした本人等に對して通知することによ  
り、本人若しくは第三者の生命、身体、財  
産その他の権利利益又は研究として再生医  
療等を行う医療機関の権利若しくは正当な  
利益を害するおそれがある場合には、この  
限りでない。

2 研究として再生医療等を行う医療機関の  
管理者は、前項の規定により求められた利  
用目的の通知について、当該通知をしない  
旨の決定をした場合には、その求めをした  
本人等に対し、遅滞なく、その旨を通知し  
なければならない。

(開示)

**第二十六条の六 研究として再生医療等を行  
う医療機関の管理者は、本人等から、保  
有個人情報のうち本人を識別することができ  
るものについて開示を求められた場合に  
は、その求めをした本人等に対し、遅滞な**

く、該当する保有個人情報を開示しなけれ  
ばならない。ただし、開示することにより  
次の各号のいずれかに該当する場合は、そ  
の全部又は一部を開示しないことができる。  
一 本人又は第三者の生命、身体、財産そ  
の他の権利利益を害するおそれがある場  
合

二 当該研究の適正な実施に著しい支障を  
及ぼすおそれがある場合

三 他の法令に違反することとなる場合

研究として再生医療等を行う医療機関の  
管理者は、前項の規定により求められた保  
有個人情報の全部又は一部について開示し  
ない旨の決定をした場合又は開示を求めら  
れた保有個人情報が存在しない場合には、  
その求めをした本人等に対し、遅滞なく、  
その旨を通知しなければならない。

他の法令の規定により、保有個人情報の  
開示について定めがある場合には、前二項  
の規定は、適用しない。

(新設)

(手数料)

**第二十六条の七** 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、第二十六条の五第一項の規定により利用目的の通知を求められたとき又は前条第一項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関する手数料を徴収することができる。

2 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的と認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

(訂正等)

**第二十六条の八** 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、本人等から、保有個人情報のうち本人を識別することができまするものについて、その内容が事実でないという理由によって、当該内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、当該内容の訂正等に関する他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく、必要な調査を行い、その結果に基づき、当該内容の訂正等を行わなければならぬ。

2 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、前項の規定による求めに係る訂正等を行つたとき又は利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、その求めをした本人等に対し、遅滞なく、その旨を通じなければならぬ。

(新設)

(新設)

(以下この条において「利用停止等」とい

う。)を求められた場合であつて、その求めが適正と認められるときは、遅滞なく、当該規定に違反していることを是正するために必要な限度で、当該保有個人情報の利用停止等を行わなければならない。ただし、他の法令の規定により個人情報の利用停止等について定めがある場合、当該保有個人情報の利用停止等を行うことが困難な場合又は当該本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置を講ずる場合にあつては、この限りでない。

2

研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、前項の規定による求めに係る利用停止等を行つたとき又は利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、その求めをした本人等に対し、遅滞なく、その旨を通じなければならぬ。

(開示等の求めに応じる手続)

**第二十六条の十** 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、開示等の求め（第二十六条の五第一項、第二十六条の六第一項、第二十六条の八第一項及び前条第一項の規定による求めをいう。以下同じ。）に応じる手続として、次に掲げる事項を定めることができる。この場合において、本人等が当該手続によらずに開示等の求めを行つたときは、当該管理者は、その求めをした本人等に対し、開示等の求めに応じることとが困難である旨を通知することができる。

一 開示等の求めの申出先

二 開示等の求めに際して提出すべき書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式等）その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）を含む。)の様式その他の開示等の求めの方式

三 開示等の求めをする者が本人等であることとの確認の方法

第二十六条の九 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、本人等から、保有個人情報について、第二十六条の三第二項の規定に違反して取得されたものであるという理由又は同条第三項の規定に違反して取り扱っているという理由により、該当する保有個人情報の利用の停止又は消去

（以下この条において「利用停止等」とい

う。)を求められた場合であつて、その求めが適正と認められるときは、遅滞なく、当該規定に違反していることを是正するために必要な限度で、当該保有個人情報の利用停止等を行わなければならない。ただし、他の法令の規定により個人情報の利用停止等について定めがある場合、当該保有個人情報の利用停止等を行うことが困難な場合又は当該本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置を講ずる場合にあつては、この限りでない。

2

研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、前項の規定による求めに係る利用停止等を行つたとき又は利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、その求めをした本人等に対し、遅滞なく、その旨を通じなければならぬ。

(新設)

2

研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、本人等から開示等の求めがあつた場合において、その求めをした本人等に對し、その対象となる保有個人情報を特定するに足りる事項の提示を求めることがで

きる。この場合において、当該管理者は、本人等が容易かつ的確に開示等の求めを行なうことができるよう、当該保有個人情報の特定に資する情報の提供その他本人等の利便を考慮しなければならない。

研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、前二項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるときは、本人等に過重な負担を課すものとならないよう配慮しなければならない。

(理由の説明)

**第二十六条の十一 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、第二十六条の五第二項、第二十六条の六第二項、第二十六条の八第二項又は第二十六条の九第二項の規定により、本人等から求められた措置の全部又は一部について、その措置を講じない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置を講ずる旨を通知する場合は、その求めをした本人等に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。**

(試料等に係る個人情報の保護に関する措置)

**第二十六条の十二 再生医療等を多施設共同研究として行う医療機関の管理者は、当該再生医療等を行う他の医療機関の管理者に対し試料等を提供する場合にあつては、匿名化をするための措置を講ずるよう努めなければならない。**

(記録の作成)

**第二十六条の十三 研究として再生医療等を行なう医療機関の管理者は、外国にある者と共同して研究を行う場合であつて、外国にある者に保有個人情報を含む試料等を提供するとき(他の法令の規定により当該外国にある者に当該試料等を提供する場合を除く)は、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。**

一 当該保有個人情報を含む試料等を提供了した年月日

二 当該外国にある者の名称及び所在地

三 法第十四条に規定する同意を得ている旨又は前条に規定する手続を行つてある旨

四 当該保有個人情報によって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

五 当該外国にある者に提供した保有個人情報の項目

六 外国にある者から個人情報を含む試料等の提供を受ける場合(他の法令の規定により外国にある者から試料等の提供を受ける場合を除く)には、研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、次に掲げる事項の確認を行い、当該確認に係る事項に関する記録を作成しなければならない。

一 当該個人情報を含む試料等の提供を受けた年月日

二 当該試料等の提供を行つた外国にある者の名称及び所在地

三 当該試料等が適切に取得されたことを記載した書類

四 当該外国にある者から提供を受けた個人情報の項目

(再生医療等提供計画の提出)

**第二十七条 法第四条第一項の規定による提出は、研究として再生医療等を行う場合にあつては様式第一による再生医療等提供計画、それ以外の場合にあつては様式第一の二による再生医療等提供計画を提出して行うものとする。**

(再生医療等提供計画の提出)

**第二十七条 法第四条第一項の規定による提出は、様式第一による計画を提出して行うものとする。**

2 前項の提出を行つたときは、速やかにその旨を当該再生医療等提供計画に記載された認定再生医療等委員会(法第二十六条第五項第二号に規定する認定再生医療等委員会をいう。以下同じ。)に通知しなければならない。





研究として再生医療等を行う提供機関管理者は、第二項第一号に規定する事項に関する記録の修正を行う場合は、修正者の氏名及び修正を行った年月日を記録し、修正した記録とともに保存しなければならない。

(認定再生医療等委員会への疾病等の報告)

第三十五条 (略)

2 | 前項(次条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、再生医療等を多施設共同研究として行う場合について準用する。この場合において、同項中「提供機関管理者」とあるのは、「代表管理者」と読み替えるものとする。

(厚生労働大臣への疾病等の報告)

第三十六条 法第十八条の厚生労働省令で定める事項は、前条第一項第一号及び第二号に掲げる事項とする。

2 | 前条(第一項第三号を除ぐ。)の規定は、法第十八条の規定による厚生労働大臣への報告について準用する。この場合において、前条第一項中「再生医療等提供計画に記載された認定再生医療等委員会」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。  
(認定再生医療等委員会への定期報告)

第三十七条 法第二十条第一項の規定に基づき、提供機関管理者は、再生医療等の提供の状況について、再生医療等提供計画に記載された再生医療等技術ごとに、次に掲げる事項について、当該再生医療等提供計画に記載された認定再生医療等委員会に報告しなければならない。  
一～三 (略)

四 当該再生医療等に対する第八条の八第一項各号に規定する関与に関する事項  
五 当該再生医療等に係るこの省令又は再生医療等提供計画に対する不適合の発生状況及びその後の対応

(新設)

(認定再生医療等委員会への疾病等の報告)

第三十五条 (略)

(新設)

3 | 前項の報告には、法第十八条の厚生労働省令で定める事項は、前条第一号及び第二号に掲げる事項とする。

(厚生労働大臣への疾病等の報告)

第三十六条 法第十八条の厚生労働省令で定める事項は、前条第一号及び第二号に掲げる事項とする。

2 | 前条(第三号を除ぐ。)の規定は、法第十八条の規定による厚生労働大臣への報告について準用する。この場合において、前条中「再生医療等提供計画に記載された認定再生医療等委員会」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。  
(認定再生医療等委員会への定期報告)

第三十七条 法第二十条第一項の規定に基づき、提供機関管理者は、再生医療等の提供の状況について、再生医療等提供計画に記載された再生医療等技術ごとに、当該再生医療等提供計画に記載されている認定再生医療等委員会の名称、当該認定再生医療等委員会による当該再生医療等の継続の適否に係る意見及び前条第一項第一号に掲げる事項について、厚生労働大臣に報告しなければならない。

一～三 (略)

四 当該再生医療等の提供を終了した場合  
にあっては、終了した日  
(新設)

(新設)

(認定再生医療等委員会への定期報告)

第三十五条 (新設)

(新設)

2 | 前項の報告には、法第二十一条第一項の規定に基づき、提供機関管理者は、再生医療等の提供の状況について、再生医療等提供計画に記載された再生医療等技術ごとに、前条第一項各号に掲げる事項について、厚生労働大臣に報告しなければならない。

(厚生労働大臣への定期報告)

第三十六条 法第二十一条第一項の規定に基づき、提供機関管理者は、再生医療等の提供の状況について、再生医療等提供計画に記載された再生医療等技術ごとに、当該再生医療等提供計画に記載されている認定再生医療等委員会の名称、当該認定再生医療等委員会による当該再生医療等の継続の適否に係る意見及び前条第一項第一号に掲げる事項について、厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 | 前項の報告には、法第二十一条第一項各号に掲げる事類(厚生労働大臣が最新のものを有していないものに限る。)を添付しなければならない。

(新設)

3 | 提供機関管理者は、第一項の報告の際に前条第一項の報告に対し当該認定再生医療等委員会が意見を述べた場合には、当該意見を添えなければならない。

研究として再生医療等を行う提供機関管理者は、第二項第一号に規定する事項に関する記録の修正を行う場合は、修正者の氏名及び修正を行った年月日を記録し、修正した記録とともに保存しなければならない。

(認定再生医療等委員会への疾病等の報告)

第三十五条 (略)

2 | 前項(次条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、再生医療等を多施設共同研究として行う場合について準用する。この場合において、同項中「提供機関管理者」とあるのは、「代表管理者」と読み替えるものとする。

(厚生労働大臣への疾病等の報告)

第三十六条 法第十八条の厚生労働省令で定める事項は、前条第一項第一号及び第二号に掲げる事項とする。

2 | 前条(第一項第三号を除ぐ。)の規定は、法第十八条の規定による厚生労働大臣への報告について準用する。この場合において、前条第一項中「再生医療等提供計画に記載された認定再生医療等委員会」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。  
(認定再生医療等委員会への定期報告)

第三十七条 法第二十条第一項の規定に基づき、提供機関管理者は、再生医療等の提供の状況について、再生医療等提供計画に記載された再生医療等技術ごとに、次に掲げる事項について、当該再生医療等提供計画に記載された再生医療等技術ごとに、当該再生医療等提供計画に記載された認定再生医療等委員会に報告しなければならない。  
一～三 (略)

四 当該再生医療等に対する第八条の八第一項各号に規定する関与に関する事項  
五 当該再生医療等に係るこの省令又は再生医療等提供計画に対する不適合の発生状況及びその後の対応

(新設)

(認定再生医療等委員会への定期報告)

第三十五条 (新設)

(新設)

2 | 前項の報告には、法第二十一条第一項各号に掲げる事類(厚生労働大臣が最新のものを有していないものに限る。)を添付しなければならない。

(厚生労働大臣への定期報告)

第三十六条 法第二十一条第一項の規定に基づき、提供機関管理者は、再生医療等の提供の状況について、再生医療等提供計画に記載された再生医療等技術ごとに、当該再生医療等提供計画に記載されている認定再生医療等委員会の名称、当該認定再生医療等委員会による当該再生医療等の継続の適否に係る意見及び前条第一項第一号に掲げる事項について、厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 | 前項の報告には、法第二十一条第一項各号に掲げる事類(厚生労働大臣が最新のものを有していないものに限る。)を添付しなければならない。

(新設)

3 | 提供機関管理者は、第一項の報告の際に前条第一項の報告に対し当該認定再生医療等委員会が意見を述べた場合には、当該意見を添えなければならない。



(第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務を行う再生医療等委員会の委員の構成要件)

**第四十四条 第一種再生医療等提供計画(法第七条に規定する第一種再生医療等提供計画をいう。以下同じ。)又は第二種再生医療等提供計画(法第十一條に規定する第二種再生医療等提供計画をいう。以下同じ。)に係る審査等業務を行う再生医療等委員会の法第二十六条第四項第一号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、各号に掲げる者は当該各号以外に掲げる者を兼ねることができない。**

一 (略)  
二 (略)  
三 (略)  
四 (略)  
五 医学又は医療分野における人権の尊重に関する理解のある法律に関する専門家  
六 (略)  
七 (略)  
八 (略)

五 医学又は医療分野における人権の尊重に関する理解のある法律に関する専門家  
六 (略)  
七 (略)  
八 (略)

(第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務を行う再生医療等委員会の委員の構成要件)

**第四十四条 第一種再生医療等提供計画(法第七条に規定する第一種再生医療等提供計画をいう。以下同じ。)又は第二種再生医療等提供計画(法第十一條に規定する第二種再生医療等提供計画をいう。以下同じ。)に係る審査等業務を行う再生医療等委員会の法第二十六条第四項第一号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、各号に掲げる者は当該各号以外に掲げる者を兼ねることができない。**

一 (略)  
二 (略)  
三 (略)  
四 (略)  
五 法律に関する専門家  
六 (略)  
七 (略)  
八 (略)

五 法律に関する専門家  
六 (略)  
七 (略)  
八 (略)

(第一種再生医療等提供計画のみに係る審査等業務を行う再生医療等委員会の委員の構成要件)

**第四十五条 第一種再生医療等提供計画(法第二十六条第一項に規定する第三種再生医療等提供計画をいう。以下同じ。)のみに係る審査等業務を行う再生医療等委員会の委員の構成要件)**

一 (略)  
二 再生医療等委員会を設置する者と利害関係を有しない者が二名以上含まれていること。  
三 (略)  
四 同一の医療機関(当該医療機関と密接な関係を有するものを含む)に所属している者が半数未満であること。  
五 (略)  
六 (略)  
七 (略)  
八 (略)

一 (略)  
二 (略)  
三 (略)  
四 (略)  
五 (略)  
六 (略)  
七 (略)  
八 (略)

(第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務を行う再生医療等委員会の委員の構成基準)

**第四十五条 第一種再生医療等提供計画(法第二十六条第一項に規定する第三種再生医療等提供計画をいう。以下同じ。)のみに係る審査等業務を行う再生医療等委員会の委員の構成基準)**

一 (略)  
二 (略)  
三 (略)  
四 (略)  
五 (略)  
六 (略)  
七 (略)  
八 (略)

一 (略)  
二 (略)  
三 (略)  
四 (略)  
五 (略)  
六 (略)  
七 (略)  
八 (略)

(第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務を行う再生医療等委員会の委員の構成基準)

**第四十五条 第一種再生医療等提供計画(法第二十六条第一項に規定する第三種再生医療等提供計画をいう。以下同じ。)のみに係る審査等業務を行う再生医療等委員会の委員の構成基準)**

一 (略)  
二 (略)  
三 (略)  
四 (略)  
五 (略)  
六 (略)  
七 (略)  
八 (略)

一 (略)  
二 (略)  
三 (略)  
四 (略)  
五 (略)  
六 (略)  
七 (略)  
八 (略)

(第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務を行う再生医療等委員会の委員の構成要件)

**第四十四条 第一種再生医療等提供計画(法第七条に規定する第一種再生医療等提供計画をいう。以下同じ。)又は第二種再生医療等提供計画(法第十一條に規定する第二種再生医療等提供計画をいう。以下同じ。)に係る審査等業務を行う再生医療等委員会の法第二十六条第四項第一号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、各号に掲げる者は当該各号以外に掲げる者を兼ねることができない。**

一 (略)  
二 (略)  
三 (略)  
四 (略)  
五 医学又は医療分野における人権の尊重に関する理解のある法律に関する専門家  
六 (略)  
七 (略)  
八 (略)

五 医学又は医療分野における人権の尊重に関する理解のある法律に関する専門家  
六 (略)  
七 (略)  
八 (略)

(第一種再生医療等提供計画のみに係る審査等業務を行う再生医療等委員会の委員の構成要件)

**第四十五条 第一種再生医療等提供計画(法第二十六条第一項に規定する第三種再生医療等提供計画をいう。以下同じ。)のみに係る審査等業務を行う再生医療等委員会の委員の構成要件)**

一 (略)  
二 (略)  
三 (略)  
四 (略)  
五 (略)  
六 (略)  
七 (略)  
八 (略)

一 (略)  
二 (略)  
三 (略)  
四 (略)  
五 (略)  
六 (略)  
七 (略)  
八 (略)

(第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務を行う再生医療等委員会の委員の構成基準)

**第四十五条 第一種再生医療等提供計画(法第二十六条第一項に規定する第三種再生医療等提供計画をいう。以下同じ。)のみに係る審査等業務を行う再生医療等委員会の委員の構成基準)**

一 (略)  
二 (略)  
三 (略)  
四 (略)  
五 (略)  
六 (略)  
七 (略)  
八 (略)

一 (略)  
二 (略)  
三 (略)  
四 (略)  
五 (略)  
六 (略)  
七 (略)  
八 (略)

(第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務を行う再生医療等委員会の委員の構成要件)

**第四十五条 第一種再生医療等提供計画(法第二十六条第一項に規定する第三種再生医療等提供計画をいう。以下同じ。)のみに係る審査等業務を行う再生医療等委員会の委員の構成要件)**

一 (略)  
二 (略)  
三 (略)  
四 (略)  
五 (略)  
六 (略)  
七 (略)  
八 (略)

一 (略)  
二 (略)  
三 (略)  
四 (略)  
五 (略)  
六 (略)  
七 (略)  
八 (略)

(第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務を行う再生医療等委員会の委員の構成基準)

**第四十五条 第一種再生医療等提供計画(法第二十六条第一項に規定する第三種再生医療等提供計画をいう。以下同じ。)のみに係る審査等業務を行う再生医療等委員会の委員の構成基準)**

一 (略)  
二 (略)  
三 (略)  
四 (略)  
五 (略)  
六 (略)  
七 (略)  
八 (略)

一 (略)  
二 (略)  
三 (略)  
四 (略)  
五 (略)  
六 (略)  
七 (略)  
八 (略)

された事項及び当該申請書又は当該届書に添付された書類に記載された事項について、当該事項を公表したものとみなす。

五 (略)

六 苦情及び問合せを受け付けるための窓口を設置していること。

(法第二十七条第一項ただし書の軽微な変更の範囲)

第五十二条 法第二十七条第一項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

一 当該認定再生医療等委員会の委員の氏名の変更であつて、委員の変更を伴わないもの

二 当該認定再生医療等委員会の委員の職業の変更であつて、委員の構成要件(第四十四条及び第四十五条に規定する要件をいう。次号において同じ。)を満たさなくなるもの以外のもの

三 当該認定再生医療等委員会の委員の減員に関する変更であつて、委員の構成要件を満たさなくなるもの以外のもの

四 (略)

(認定再生医療等委員会の認定の更新の申請)

第五十八条 (略)

2 前項の申請書には、申請に係る認定証の写しを添えなければならない。

(認定再生医療等委員会の廃止)

第五十九条 (略)

2 認定委員会設置者が前項の届出を行おうとするときは、あらかじめ、当該認定再生医療等委員会に再生医療等提供計画を提出していた医療機関に、その旨を通知しなければならない。

(認定再生医療等委員会の廃止後の手続)

第六十条 認定委員会設置者は、その設置する認定再生医療等委員会を廃止したときは、速やかに、その旨を当該認定再生医療等委員会に再生医療等提供計画を提出して医療機関に通知しなければならない。

(認定再生医療等委員会の廃止後の手続)

第六十一条 認定委員会設置者は、その設置する認定再生医療等委員会を廃止したときは、速やかに、その旨を当該認定再生医療等委員会に再生医療等提供計画を提出して医療機関に通知しなければならない。

三 (略)

(新設)

(法第二十七条第一項ただし書の軽微な変更の範囲)

第五十二条 法第二十七条第一項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

一 当該再生医療等委員会の委員の氏名の変更であつて、委員の変更を伴わないもの

二 当該再生医療等委員会の委員の職業の変更であつて、委員の構成要件(第四十条及び第四十五条に規定する要件をいう。次号において同じ。)を満たさなくなるもの以外のもの

三 当該再生医療等委員会の委員の増減に関する変更であつて、委員の構成要件を満たさなくなるもの以外のもの

四 (略)

(再生医療等委員会の認定の更新の申請)

第五十八条 (略)

2 前項の申請書には、申請に係る認定証を添えなければならない。

(認定再生医療等委員会の廃止)

第五十九条 (略)

2 認定委員会設置者が前項の届出を行おうとするときは、あらかじめ、当該認定再生医療等委員会に再生医療等提供計画を提出していた医療機関に、その旨を通知しなければならない。

(認定再生医療等委員会の廃止後の手続)

第六十条 認定委員会設置者は、その設置する認定再生医療等委員会を廃止したときは、速やかに、その旨を当該認定再生医療等委員会に再生医療等提供計画を提出して医療機関に通知しなければならない。

(認定再生医療等委員会の廃止後の手続)

2 前項の場合において、認定委員会設置者は、当該認定再生医療等委員会に再生医療等提供計画を提出していた医療機関に対する影響を及ぼさないよう、当該医療機関における再生医療等の提供機関に対する影響を及ぼさないよう、他の認定再生医療等委員会を紹介することと、その他の適切な措置を講じなければならない。

(認定再生医療等委員会の認定証の返納)

第六十二条 削除

(再生医療等委員会の認定台帳)

第六十三条 厚生労働大臣は、法第二十六条第四項の規定による認定に関する台帳を備え、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 認定番号及び認定年月日

二 認定委員会設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 認定再生医療等委員会の名称及び所在地

(第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務)

第六十三条 認定再生医療等委員会が、第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務を行う際には、次に掲げる要件を満たさなければならぬ。

(第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務)

第六十三条 認定再生医療等委員会が、第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務を行う際には、次に掲げる要件を満たさなければならぬ。

(第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務)

一 五名以上の委員が出席していること。

二 (略)

三 次に掲げる者がそれぞれ一名以上出席していること。

イヽ二 (略)

(削除)

ホ 技術専門委員(審査等業務の対象となる再生医療等の対象疾患等に対する専門的知識を有する者をいう。以下同じ。)(第四十四条第一号又は第三号に掲げる者が、審査等業務の対象となる再生医療等の対象疾患等に対する専門的知識を有する場合には、当該者)

五四 (略)  
認定委員会設置者と利害關係を有しな

(削る) い委員が二名以上含まれていてこと

四 五 認定委員会設置者と利害関係を有しな  
(略)

2  
い委員が含まれている」と

(第三種再生医療等提供計画に係る審査等)

**第六十四条** 認定再生医療等委員会が、第三種再生医療等提供計画に係る審査等業務を行ふ際には、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(認定再生医療等委員会の審査等業務)

四

二 当該再生医療等提供計画の変更が、再生医療等の提供に重要な影響を与えないものなら、合

二、当該再生医療等提供計画の変更が、再生医療等の提供に重要な影響を与えないものである場合

2 計を確認しなければならない。  
認定再生医療等委員会は、審査等業務(各項目に掲げる業務を除く。)を行うに当たっては、必要に応じ、技術専門員の意見を聴取する。

**第六十四条** 認定再生医療等委員会が、第三種再生医療等提供計画に係る審査等業務を行なう際には、次に掲げる要件を満たさなければならぬ。

3 認定再生医療等委員会は、審査等業務の  
対象となるものが、再生医療等の提供にさ  
る要な影響を与えないものである場合であ  
る。

一過半数の委員が出席している」と。  
二四(略)

従つて対応するものである場合には、第十三条、前条及び前二項の規定にかかるわざす、当該認定再生医療等委員会が定める手をもつて同一の見方をしておらぬときは、

医療機関（当該医療機関と密接な関係を有するものを含む。）と利害関係を有しない委員が二名以上含まれていること。

4 | 者等が行なはねばならない方法に  
り、これを行なうことができる。

認定再生医療等委員会は、第三種再生医  
い委員が含まれていること。

の保護の観点から緊急に当該再生医療等提供の中止その他の措置を講ずる必要がある。

療等提供・計画の変更に係る審査であつて、  
次に掲げる要件を満たすものを行なう場合に  
は、前項の規定にかかわらず、当該認定事  
生医療等委員会における審査等業務に関する  
規程に定める方法によつて、これを行つて  
とができる。

る場合には、第六十三条、前条及び第二百三十九条第一項の規定にかかわらず、並びに次条第二項の規定にかかわらず、査等業務に関する規程に定める方法により、当該認定再生医療等委員会の委員長及び委員長が指名する委員による審査等業務を行ひ、結論を得ることができ。この場合

一 当該再生医療等提供計画の変更が、  
定再生医療等委員会の審査を経て指示を受けたものである場合

合において、当該認定再生医療等委員会は後日、同項の規定に基づき、認定再生医等委員会の結論を得なければならない。





2 第八条の九第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)及び第三十一条の二(第二種再生医療等及び第三種再生医療等に係るものに限る。)、第五十条、第五十六条、第五十七条第一項及び第二項、第六十条並びに第六十六条(特定認定再生医療等委員会以外の認定再生医療等委員会に係るものに限る。)並びに第七十三条、第七十六条第一項、第七十七条第一項及び第三項、第七十九条並びに第一百七条第一項に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第六十一条及び第七十九条に規定する権限を自ら行つことを妨げない。

## (電磁的記録媒体による手続)

第八条の九第五項	総括報告書の概要
(略)	(略)
第二十条	第二十一条
第二十一条	第二十二条
第二十二条	第二十三条
第二十三条	第二十四条
第二十四条	第二十五条
第二十五条	第二十六条
第二十六条	第二十七条
第二十七条	第二十八条
第二十八条	第二十九条
第二十九条	第三十条
第三十条	第三十一条
第三十一条	(略)
(略)	(略)

2 前項の規定により同項の表の下欄に掲げる書類に代えて電磁的記録媒体が提出される場合においては、当該電磁的記録媒体は当該書類とみなす。

2 第五十六条及び第五十七条第一項及び第二項(特定認定再生医療等委員会以外の認定再生医療等委員会に係るものに限る。)、第七十六条第一項、第七十七条第一項及び第三項、第三項並びに第一百七条第一項に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

## (フレキシブルディスクによる手続)

(新設)	(新設)
(略)	(略)
第二十一条	第二十二条
第二十二条	第二十三条
第二十三条	第二十四条
第二十四条	第二十五条
第二十五条	第二十六条
第二十六条	第二十七条
第二十七条	第二十八条
第二十八条	第二十九条
第二十九条	第三十条
第三十条	第三十一条
第三十一条	(略)
(略)	(略)

2 前項の規定により同項の表の下欄に掲げる書類に代えてフレキシブルディスク等が提出される場合においては、当該フレキシブルディスク等は当該書類とみなす。

(削る)

2 第百二十二条(前条第一項のフレキシブルディスクその他の記録媒体として厚生労働大臣が定めたもの並びに提出を行う者、申請者又は届出をする者の氏名及び住所並びに提出、申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類(次項において「フレキシブルディスク等」という)をもつてこれらの書類に代えることができる。

## (電磁的記録媒体に記載する事項)

2 第百二十二条(前条第一項のフレキシブルディスクその他の記録媒体として厚生労働大臣が定めたもの並びに提出を行う者、申請者又は届出をする者の氏名及び住所並びに提出、申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類(次項において「フレキシブルディスク等」という)をもつてこれらの書類に代えることができる。

2 第百二十二条(法第四条第三項(法第五条第二項において準用する場合を含む。)、法第二十六条第三項(法第二十七条第三項及び第二十八条第六項において準用する場合を含む。)及び法第三十五条第二項(法第三十六条第二項及び第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による書類の添付は電子情報処理組織(厚生労働省の使用に係る電子計算機とこれらの規定による添付をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いて入力し、送信することができる。

(フレキシブルディスクの構造)

2 第百二十二条(前条第一項のフレキシブルディスクは、日本工業規格X6-2-3号に適合する九十三ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならぬ。

## (フレキシブルディスクへの記録方式)

2 第百二十二条(前条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一 トランクフォーマットについては、日本工業規格X6-2-4号又は日本工業規格X6-2-5号に規定する方式

二 ポリューム及びファイル構成について日本工業規格X6-2-5号に規定する方式

三 フレキシブルディスクに貼り付ける書面

二 フレキシブルディスクに貼り付ける書面

様式第一(第二十一条関係) (第一面)  
様式第一(第二十一条関係) (第二面)

## 再生医療等提供計画(研究)

年 月 日

厚生労働大臣  
地方厚生局長

殿

再生医療等の提供を行なう医療機関

住所

印

管理者(多施設共同研究として実施する場合、氏名は代表管理者)

下記のとおり、再生医療等を提供したいので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第4条第1項の規定により再生医療等提供計画を提出します。

記

## 1 提供しようとする再生医療等及びその内容

(1) 再生医療等の名称及び分類 提供しようとする再生医療等の名称 Scientific Title (Acronym)	
平易な研究名称 Public Title (Acronym)	
再生医療等の分類 判断理由	<input type="checkbox"/> 第一種 <input type="checkbox"/> 第二種 <input type="checkbox"/> 第三種
(2) 再生医療等の内容 研究の目的 試験のフェーズ Phase	
症例登録開始予定日 第1症例登録日	
実施期間(開始日) 実施期間(終了日)	

## 様式第一(第二十一条関係) (第二面)

実施予定期間被験者数	
試験の種類	
Study Type	
試験デザイン Study Design	
保険外併用療養の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
再生医療等の提供を行う国(日本以外)	
Countries of Recruitment	
主たる選択基準 Inclusion Criteria	
主たる除外基準 Exclusion Criteria	
再生医療等を受け る者の適格基準 / Key Inclusion & Exclusion Criteria	
年齢下限 Age Minimum	
年齢上限 Age Maximum	
性別 Gender	
中止基準	
再生医療等の対象疾患等の名称 Health Condition(s) or Problem(s)	
Studied	
対象疾患コード / Code	
対象疾患キーワード Keyword	
介入の有無 □ 有 <input type="checkbox"/> 無	
介入の内容 Intervention(s)	
介入コード / Code	
介入キーワード Keyword	
主たる評価項目 Primary Outcome(s)	
副次的な評価項目 Secondary Outcome(s)	
再生医療等の内容(再生医療等の内容をできる限り平易な表現を用いて記載したもの)を含む	

## 様式第一（第二十七条関係）（第三面）

## 2 人員及び構造設備その他の施設等に関する事項

## (1) 人員及び構造設備その他の施設等に関する事項

医師・歯科医師の区分	<input type="checkbox"/> 医師	<input type="checkbox"/> 歯科医師
所属部署	医生医療等を行う 医師又は歯科医師	
e-Rad番号	氏名	
所属機関・部署	所属機関・部署	
役職	役職	
※複数該当がある場合は、上記の項目を複数して記載すること		
医師・歯科医師の連絡先 / Contact for Scientific Queries		
所属機関の郵便番号		
所属機関の住所		
Address		
電話番号		
電子メールアドレス		
役職	救急治療に必要な施設又は設備（第1種再生医療等又は第2種再生医療の場合はその医療機関の名前及び施設又は設備のみ記載）	
自施設・他施設	<input type="checkbox"/> 自施設	<input type="checkbox"/> 他の医療機関
モニタリング担当責任者	モニタリング担当責任者	
監査担当機関	監査担当機関	
監査担当責任者	監査担当責任者	
役職	※複数該当がある場合は、上記の項目を複数して記載すること	

## (2) その他研究の実施体制に関する事項

氏名		
Name		
所属機関		
Affiliation		
所属部署		
所属機関の郵便番号		
号		
所属機関の住所		
Address		
電話番号		
FAX番号		
電子メールアドレス		

## 様式第一（第二十七条関係）（第四面）

医師・歯科医師の区分	<input type="checkbox"/> 医師	<input type="checkbox"/> 歯科医師
所属機関・部署	再生医療等を行う 医師又は歯科医師	
e-Rad番号	氏名	
所属機関・部署	所属機関・部署	
役職	役職	
※複数該当がある場合は、上記の項目を複数して記載すること		
統計解析担当機関		
統計解析担当責任者	統計解析担当責任者	
研究・開発計画支援担当機関		
研究・開発計画支援担当者	研究・開発計画支援担当者	
調整・管理業務担当機関		
調整・管理業務担当者	調整・管理業務担当者	
役職	役職	

## 様式第一（第二十七条関係）（第五面）

氏名 Name		
e-Rad番号 所属機関 Affiliation		
実施責任者・再生 医療等の提供を行 う医療機関の管理 者以外の研究を総 括する者 役職 Secondary Sponsor		
<input type="checkbox"/> 該当 の該当性	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
※複数該当がある場合は、上記の項目を複写して記載すること		

(3) 多施設共同研究の該当の有無

該当 非該当

名前 住所 電話番号 管理者の氏名 実施責任者の連絡先 所属機関の郵便番 号 所属機関の住所 電話番号 氏名 所属機関 所属機関の郵便番 号 所属機関の住所 電話番号 連絡先 事務担当者の連絡先 所属機関の住所 電話番号 FAX番号 氏名 再生医療等を行 う医師又は 歯科医師 救急医療に必 要な施設又は 設備（第一種 再生医療等又 は第二種再生 医療等の提供 を行ふ場合の み必須）	共同研究機 関	
---	------------	--

## 様式第一（第二十七条関係）（第六面）

3 再生医療等に用いる細胞の入手の方法並びに特定細胞加工物の製造及び品質管理の方法等

(1) 再生医療等に用いる細胞の入手の方法（特定細胞加工物を用いる場合のみ記載）

再生医療等に用いる細胞（特定細胞加工物の構成細胞となる細胞） 工物の構成細胞となる細胞		
細胞提供者から細胞の提供を受ける医 療機関等の名称（動物の細胞を用いる 場合にあっては当該細胞の採取を行う 機関等の名称）		
細胞提供者の適格性の確認方法（動物 の細胞を用いる場合にあってはドナー 動物の適格性の確認方法）		
細胞提供者及び代諾者に対する説明及 び同意の内容		
細胞の採取の方法		
(2) 特定細胞加工物の製造及び品質管理の方法（特定細胞加工物を用いる場合のみ記載）		
特定細胞加工物の名称 製造及び品質管理の方法の概要		
特定細胞加工物の投与の方法		
特定細胞加工物の製造の委託の有無 特定細胞加工物製造事業者の名称	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
細胞培養加工施設の名称 細胞培養加工施設の名稱 委託する場合は委託の内容		

(3) 再生医療等製品に関する事項（再生医療等製品を用いる場合のみ記載）

再生医療等製品の名称 再生医療等製品の製造販売業者の名称	(販売名) (一般的名称)
再生医療等製品の承認の内容（用法、用 量若しくは使用方法又は効能、効果若 しくは性能に関する事項）	
再生医療等製品の投与の方法	

※複数該当がある場合は、上記の項目を複写して記載すること

## 様式第一（第二十七条関係）（第七面）

(4) 再生医療等に用いる未承認又は薬外の医薬品又は医療機器に関する事項（未承認又は薬外の医薬品又は医療機器を用いる場合のみ記載）

医薬品又は医療機器の別	<input type="checkbox"/> 医薬品	<input type="checkbox"/> 医療機器
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）における未承認又は薬外の別	<input type="checkbox"/> 未承認	<input type="checkbox"/> 薬外
一般的な称		
医薬品販売名（海外製品の場合には固名も記載すること）		
器械		
一般的名称		
医療機器承認・認証・届出番号		
医薬品又は医療機器の提供者名		
所在地		

※複数該当がある場合は、上記の項目を複写して記載すること

## 4 再生医療等技術の安全性の確保等に関する措置

(1) 和専相互通報等に関する事項

① 再生医療等に対する特定細胞加工物製造事業者からの研究資金等の提供その他の関与。

特定細胞加工物製造事業者の名称	
研究資金等の提供の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
研究資金等の提供組織名	
Source of Monetary Support/Secondary Sponsorの該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
※複数該当がある場合は、上記の項目を複写して記載すること	

※複数該当がある場合は、上記の項目を複写して記載すること

研究資金等の提供の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
研究資金等の提供組織名	
Source of Monetary Support/Secondary Sponsorの該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
※複数該当がある場合は、上記の項目を複写して記載すること	

## (2) その他再生医療等技術の安全性の確保等に関する措置

提供する再生医療等の安全性についての検討内容	
再生医療等 提供する再生医療等の妥当性についての検討内容	
を行いう際の 貢献を行う際の性についての検討内容	
研究資金等の提供による契約締結の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
契約締結日	
物品提供の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
物品提供の内容	
役務提供の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
役務提供の内容	
※複数該当がある場合は、上記の項目を複写して記載すること	

## 様式第一（第二十七条関係）（第八面）

② 再生医療等に対する医薬品等製造販売業者等からの研究資金等の提供その他の関与

医薬品等製造販売業者等の名称	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
研究資金等の提供組織名	
Source of Monetary Support/Secondary Sponsorの該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
研究資金等の提供に係る契約締結の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
契約締結日	
物品提供の内容	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
役務提供の内容	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
※複数該当がある場合は、上記の項目を複写して記載すること	

## 様式第一（第二十七条関係）（第七面）

(4) 再生医療等に用いる未承認又は薬外の医薬品又は医療機器に関する事項（未承認又は薬外の医薬品又は医療機器を用いる場合のみ記載）

医薬品又は医療機器の別	<input type="checkbox"/> 医薬品	<input type="checkbox"/> 医療機器
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）における未承認又は薬外の別	<input type="checkbox"/> 未承認	<input type="checkbox"/> 薬外
一般的な称		
医薬品販売名（海外製品の場合には固名も記載すること）		
器械		
一般的名称		
医療機器承認・認証・届出番号		
医薬品又は医療機器の提供者名		
所在地		

※複数該当がある場合は、上記の項目を複写して記載すること

## 4 再生医療等技術の安全性の確保等に関する措置

(1) 和専相互通報等に関する事項

① 再生医療等に対する特定細胞加工物製造事業者からの研究資金等の提供その他の関与。

特定細胞加工物製造事業者の名称	
研究資金等の提供の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
研究資金等の提供組織名	
Source of Monetary Support/Secondary Sponsorの該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
※複数該当がある場合は、上記の項目を複写して記載すること	

※複数該当がある場合は、上記の項目を複写して記載すること

## 様式第一（第二十七条関係）（第七面）

(4) 再生医療等に用いる未承認又は薬外の医薬品又は医療機器に関する事項（未承認又は薬外の医薬品又は医療機器を用いる場合のみ記載）

医薬品又は医療機器の別	<input type="checkbox"/> 医薬品	<input type="checkbox"/> 医療機器
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）における未承認又は薬外の別	<input type="checkbox"/> 未承認	<input type="checkbox"/> 薬外
一般的な称		
医薬品販売名（海外製品の場合には固名も記載すること）		
器械		
一般的名称		
医療機器承認・認証・届出番号		
医薬品又は医療機器の提供者名		
所在地		

※複数該当がある場合は、上記の項目を複写して記載すること

## 4 再生医療等技術の安全性の確保等に関する措置

(1) 和専相互通報等に関する事項

① 再生医療等に対する特定細胞加工物製造事業者からの研究資金等の提供その他の関与。

特定細胞加工物製造事業者の名称	
研究資金等の提供の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
研究資金等の提供組織名	
Source of Monetary Support/Secondary Sponsorの該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
※複数該当がある場合は、上記の項目を複写して記載すること	

※複数該当がある場合は、上記の項目を複写して記載すること

## 様式第一（第二十七条関係）（第九面）

病害等の発生時における報告体制の内容		
再生医療等の提供終了後の措置の内容（疾患等の発生についての適切な期間の追跡調査、効果についての検証等内容）		
再生医療等を受ける者に関する情報の把握のための措置の内容		
監査の実施予定の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
実施状況の確認		
研究の進捗状況		
主たる評価項目に係る研究結果		
Summary Results (Primary Outcome Results)		

## 細胞提供者及び再生医療等を受ける者に対する健康被害の補償の方法

補償の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
補償の内容（保険への加入等の具体的な内容）		

再生医療等を受ける者について	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
補償の内容（保険への加入等の具体的な内容）		

6

審査等業務を行う認定再生医療等委員会に関する事項		
当該再生医療等について審査等業務を行なう認定再生医療等委員会の名称		
認定再生医療等委員会の認定番号		
住所		
電話番号		
電子メールアドレス		
認定再生医療等委員会の構成	第一種再生医療等 又は第二種再生医療等 を審査することができる構成	第三種再生医療等 のみを審査するこ とができる構成
認定再生医療等委員会による審査結果の発行日	<input type="checkbox"/> 通	<input type="checkbox"/> 不通
認定再生医療等委員会が当該再生医療等に発行した審査受付番号		

## 様式第一（第二十七条関係）（第十面）

## 7 その他

個人情報の取扱いの方法		
教育又は研修の方法		
苦情及び問合せへの対応に関する体制の整備状況	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
国際共同研究を行う研究対象となる指針の整備子治療等臨床研究に関する指針（平成27年厚生労働省告示第344号）の対象となる再生医療等（平成15年法律第97号）の対象となる再生医療等（平成27年厚生労働省告示第344号）の対象となる再生医療等（平成15年法律第97号）の対象となる再生医療等	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する生物由来製品に指定が見込まれる医薬品又は医療機器	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
他の臨床研究登録機関発行の研究番号		
他の臨床研究登録機関の名稱		
Issuing Authority		

## （留意事項）

1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 提出は、正本1通とすること。

3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙」とおり。」と記載し、別紙を添付すること。

4 1 (1) 「Scientific Title (Acronym)」の欄には、Scientific Titleの後に、0でその略称を記載すること。【Public Title (Acronym)】の欄も同様とする。

5 1 (2) の「第1症例登録日」については、空欄で提出すること。ただし、第1症例登録後遅滞なく、法第5条第1項の規定による再生医療等提供計画の変更を行うこと。

6 1 (2) の「対象疾患コード」、「介入コード」、「介入キー」、「e-Rad番号」、2の「認定再生医療等委員会が当該再生医療等に発行した審査受付番号」については任意記載とすること。

7 2 (2) のその他研究の実施体制に関する事項の「氏名」の欄には、所属における担当部門の長ではなく、当該再生医療等の提供を行う担当責任者を記載すること。

8 2 (2) の実施責任者・再生医療等の運営を行う医療機関の管理者以外の研究を統括する者」、「4の「実施責任者等の提供組織名」について、個別の研究毎にSecondary Sponsorの該当性を判断し、記入すること。Secondary Sponsorは、Primary Sponsor（再生医療等の提供を行う医療機関の管理者）が負う研究の実施に係る責務のうち、研究の立案や研究資金の調達に係る責務について、Primary Sponsorと共にしてその責務を負う者とすること。

9 3 (4) の「一般的名称等」については、医薬品又は医療機器のうち該当する項目のみ記載すること。

10 4 (2) の「主たる評価項目に係る研究結果」については、空欄で提出すること。ただし、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則第8条の9第2項の主要評価項目報告書を作成後遅滞なく、法第5条第1項の規定による再生医療等提供計画の変更を行うこと。「提供する再生医療等の安全性についての検討内容」及び「提供する再生医療等の妥当性についての検討内容」の欄には、検討の過程で用いた科学的文献その他の関連する情報又は実験結果も含め、検討の詳細をそれぞれ記載すること。

様式第一の二(第二十七条関係) (第一面)

様式第一の二(第二十七条関係) (第二面)

再生医療等提供計画(治療)

厚生労働大臣  
地方厚生局長

殿

再生医療等の提供を  
行う医療機関

住所

管理者

氏名

印

下記のことおり、再生医療等を提供したいので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第4  
条第1項の規定により再生医療等提供計画を提出します。

記

1 提供しようとする再生医療等及びその内容

再生医療等の分類	<input checked="" type="checkbox"/> 第一種 <input type="checkbox"/> 第二種 <input type="checkbox"/> 第三種
再生医療等の対象疾患等の名称	
再生医療等の内容 (再生医療等の内容 ができる限り平易な表現を用いて記載 したものと含む)	

3 再生医療等に用いる細胞の入手の方法並びに特定細胞加工物の製造及び品質管理の方法等

(1) 再生医療等に用いる細胞の入手の方法等 (特定細胞加工物を用いる場合のみ記載)	
再生医療等に用いる細胞 (特定細胞加工物の構成細胞となる細胞)	
細胞提供者から細胞を受ける医療機関等の名称 (動物の細胞を用いる場合にあっては当該細胞の採取を行う機関等の名称)	
細胞提供者の選定方法 (動物の細胞を用いる場合は細胞を採取する動物の選定方法)	
細胞提供者の適格性の確認方法 (動物の細胞を用いる場合にあっては細胞を採取する動物の適格性の確認方法)	
細胞提供者及び代替者に対する説明及び同意の内容	
細胞の採取の方法	

## 様式第一の二（第二十七条関係）（第三面）

## (2) 特定細胞加工物の製造及び品質管理の方法（特定細胞加工物を用いる場合のみ記載）

特定細胞加工物の名称		
製造及び品質管理の方法の概要		
特定細胞加工物の投与の方法	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
特定細胞加工物の製造の委託の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
特定細胞加工物製造事業者の名称		
細胞培養加工施設の施設番号		
細胞培養加工施設の名称		
委託する場合は委託の内容		

(3) 再生医療等製品に関する事項（再生医療等製品を用いる場合のみ記載）		
再生医療等製品の名称	(販売名)	(一般的な名称)
再生医療等製品の製造販売業者の名称		
再生医療等製品の承認の内容(用法、用量若しくは使用方法又は効能、効果若しくは性能に對する事項)		
再生医療等製品の投与の方法		

(4) 再生医療等用いる未承認又は適応外の医薬品又は医療機器に関する事項（未承認又は医薬品又は医療機器の別	<input type="checkbox"/> 医薬品	<input type="checkbox"/> 医療機器
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）における未承認又は適応外の別	<input type="checkbox"/> 未承認	<input type="checkbox"/> 適応外
一般的な名称（国内外で未承認の場合には開発コードを記載すること）		
一般品の販売名（海外製品の場合は国名も記載すること）		
承認番号		
類別		
医療機器の一般的な名称		
医療機器の承認・認証・届出番号		
医療機器の提供者		
医療機器の名称		
所在地		

## 様式第一の二（第二十七条関係）（第四面）

## 4 再生医療等技術の安全性の確保等に関する措置

再生医療等の安全性についての検討内容		
再生医療等の妥当性についての検討内容		
特定細胞加工物の投与の可否の決定の方法（特定細胞加工物を用いる場合のみ記載）		
再生医療等を受ける者及び代替者に対する説明及び同意の内容		
細胞の安全性に関する疑惑が生じた場合の措置の内容		
試料及び細胞加工物の一部の保管期間（保管しない場合にはその理由）		
試料及び細胞加工物の一部を保管する場合には、保管期間終了後の取り扱い、保管の安全性和に関する疑惑が生じた場合の措置の内容		
再生医療等の提供終了後の措置の内容（疾病等の発生についての適切な期間の追跡調査、効果についての検証の内容）		
再生医療等を受ける者に関する情報の把握のための措置の内容		
細胞提供者及び再生医療等を受ける者に対する健康被害の補償の方法		
細胞提供者について		
補償の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
補償の内容（保険への加入等の具体的な内容）		
再生医療等を受ける者について		
補償の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
補償の内容（保険への加入等の具体的な内容）		

## 5 細胞提供者及び再生医療等を受ける者に対する健康被害の補償の方法

細胞提供者について		
補償の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
補償の内容（保険への加入等の具体的な内容）		
再生医療等を受ける者について		
補償の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
補償の内容（保険への加入等の具体的な内容）		

## 6 審査等業務を行う認定再生医療等委員会に関する事項

認定再生医療等委員会の名称		
認定再生医療等委員会の認定番号		
認定再生医療等委員会の委員の構成	<input type="checkbox"/> 又は第二種再生医療等	<input type="checkbox"/> 第三種再生医療等
	機等を審査することができる構成	のみを審査することができる構成
認定再生医療等委員会による審査結果	<input type="checkbox"/> 通過	<input type="checkbox"/> 不適
認定再生医療等委員会による意見書の発行日		
認定再生医療等委員会が当該再生医療等に発行した審査受付番号		

## 様式第一の二(第二十七条関係)(第五面)

7 その他		
個人情報の取扱いの方法		
教育又は研修の方法		
苦情及び問合せへの対応に関する体制の整備状況		
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第37号)の対象となる再生医療等	<input type="checkbox"/> 請当 <input type="checkbox"/> 非請当	<input type="checkbox"/> 請当 <input type="checkbox"/> 非請当
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する生物由来製品に指定が見込まれる医薬品、医療機器	<input type="checkbox"/> 請当 <input type="checkbox"/> 非請當	<input type="checkbox"/> 請當 <input type="checkbox"/> 非請當

## (留意事項)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 提出は、正本1通とすること。
- 3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙」とおり。」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 ①の「再生医療等の内容」の欄には、対象となる者の基準その他具体的な内容を記載すること。
- 5 ③(1)の「細胞提供者から細胞の提供を受ける医療機関等の名称」の欄には、「細胞の提供を受ける医療機関等が、再生医療等の提供を行う医療機関と同一である場合には「再生医療等の提供を行う医療機関と同じ。」と記載すること。
- 6 ③(4)の「一般的な名称等」については、医薬品又は医療機器のうち該当する項目のみ記載すること。
- 7 ④の「提供する再生医療等の安全性についての検討内容」及び「提供する再生医療等の妥当性についての検討内容」の欄には、検討の過程で用いた科学的文献その他の関連する情報又は実験結果も含め、検討の詳細をそなえ記載すること。
- 8 ⑥の「認定再生医療等委員会が当該再生医療等に発行した審査受付番号」については任意記載とする。

様式第二(第二十九条関係)  
再生医療等提供計画事項変更届書

年 月 日

厚生労働大臣  
地方厚生局長

再生医療等提供機関 名 称

住 所

管理者(多施設共同研究として実施する場合は代表管理者) 氏 名

印

下記のとおり、再生医療等提供計画を変更したいので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第5条第1項の規定により提出します。

記

再生医療等の名称	
変更事項	
変更前	
変更後	
変更理由	

※複数該当がある場合は、上記の項目を複数して記載すること

## (留意事項)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 提出は、正本1通とすること。
- 3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙」とおり。」と記載し、別紙を添付すること。

様式第三(第三十一条関係)  
様式第三(第三十一条関係)

様式第四(第三十一条関係)  
様式第四(第三十一条関係)

## 再生医療等提供計画事項軽微変更届書

年 月 日

再生医療等提供中止届書

年 月 日

厚生労働大臣  
地方厚生局長

厚生労働大臣  
地方厚生局長

## 再生医療等提供機関 名称

## 再生医療等提供機関 名称

住所

印

住所

印

管理者(多施設共同研究として実施する場合  
は、代表管理者) 氏名

管理者(多施設共同研究として実施した場合  
は、代表管理者) 氏名

下記のとおり、再生医療等提供計画を変更したので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第5条第3項の規定により届け出ます。

記

記

下記のとおり、再生医療等の提供を中止したので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第6条の規定により届け出ます。

記

再生医療等提供計画番号	
再生医療等の名称	
変更事項	
変更前	
変更後	
変更年月日	
変更理由	

## (留意事項)

※複数該当がある場合は、上記の項目を複数して記載すること。

(留意事項)  
1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 提出は、正本1通とすること。

3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙」とおり。」と記載し、別紙を添付すること。

## 様式第五(第四十三条関係) (第一面)

再生医療等委員会認定申請書

厚生労働大臣  
地方厚生局長

殿

再生医療等委員会を設置する若者 氏名

法人にあっては、主たる事務所の所在地 法人における代表者の氏名

印

年 月 日

下記のとおり、再生医療等委員会の認定を受けたいので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第26条第2項の規定により提出します。

再生医療等委員会を設置する者は、病院若しくは診療所の開設者又は再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行第42条第3項各号に掲げる団体に該当すること、再生医療等委員会を設置する者が同項第1号から第3号までに掲げる団体である場合においては同条第2項に規定する要件を備たすこと並びに再生医療等委員会の活動の自由及び独立が保障されていることを誓約します。

## 記

## 1 再生医療等委員会に関する事項

再生医療等委員会の名称		
再生医療等委員会の所在地		
審査等業務の対象	<input checked="" type="checkbox"/> 第三種再生医療等提供計画のみに係る審査等業務を実施 <input type="checkbox"/> 提供計画のみに係る審査等業務を実施	左記以外
審査等業務を行う体制		
手数料の算定の基準(手数料を徴収する場合のみ記載)		

## 2 再生医療等委員会の連絡先

担当部署	
担当部署電話番号	
担当部署FAX番号	
担当部署電子メールアドレス	
担当部署の責任者の氏名	
担当部署の責任者の役職	
苦情及び開き合せを受けるための窓口	
連絡先	
再生医療等委員会の運営に関する情報の掲載記	

※欄が足りない場合は、適宜追加すること

## 様式第五(第四十三条関係) (第二面)

再生医療等委員会認定申請書

年 月 日

委員の構成要件の該当性	氏名	職業(所属及び役職)	性別	再生医療等委員会を設置する者との利害関係
第三種再生医療等提供計画のみに係る審査等業務を行つ場合				

## 様式第五（第四十三条関係）（第三面）

## （留意事項）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 提出は、正本1通とすること。
- 3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙」とおり。」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 再生医療等委員会を設置する者の「氏名」について、法人でない団体にあっては、名称及び代表者又は管理人の氏名を記載すること。
- 5 1の「審査業務を行う体制」の欄には、審査等業務を系統的に行うことができる体制、再生医療等委員会の開催頻度、その他の審査等業務に要する事項を記載すること。
- 6 1の「手数料の算定の基準」の欄には、手数料の額及び手数料の算定方法等を記載すること。
- 7 3の「委員の構成要件の該当性」の欄への記載は、次のとおりとすること。
  - ①分子生物学等・・・分子生物学、細胞生物学、遺伝学、臨床病理学又は病理学の専門家
  - ②再生医療等・・・再生医学、細胞培養加工に関する識見を有する者
  - ③臨床医・・・臨床医（現に診療に従事している医師又は歯科医師）
  - ④細胞培養加工・・・細胞培養加工に関する識見を有する者
  - ⑤法律・・・医学又は医療分野における人権の尊重に関する理解のある法律に関する専門家
  - ⑥生命倫理・・・生命倫理に関する識見を有する者
  - ⑦生物統計等・・・生物統計その他の臨床研究に関する識見を有する者
  - ⑧一般・・・①から⑦までに掲げる者以外の一般の立場の者

第三種再生医療等提供計画のみに係る審査等業務を行う場合  
 [a-1] 医学・医療1] ・・・医学又は医療の専門家であつて、再生医療等について十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者  
 [a-2] 医学・医療2] ・・・[a-1]に該当する者以外の医学又は医療の専門家  
 [b] 法律・生命倫理 ・・・医学又は医療分野における人権の尊重に関する理解のある法律に関する専門家又は生命倫理に関する識見を有する者  
 [c] 一般 ・・・[a-1]、[a-2]及び[b]に掲げる者以外の一般の立場の者  
 3の「再生医療等委員会を設置する者の利害関係」の欄には、再生医療等委員会を設置する者と利害関係を有している場合は「有」、有していない場合は「無」を記載すること。

## 様式第七（第五十二条関係）

## 再生医療等委員会認定事項変更申証書

年 月 日

厚生労働大臣  
地方厚生局長

殿

認定委員会設置者	住所	法人にあっては、主たる事務所の所在地	
		法人にあっては、名称及び代表者の氏名	印

下記のとおり、認定再生医療等委員会の認定事項の変更の認定を受けたいので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第二条第一項の規定により申請します。

## 記

認定再生医療等委員会の認定番号及び認定年月日	
認定再生医療等委員会の名称	
変更事項	
変更前	
変更後	
変更理由	

※複数該当がある場合は、上記の項目を複数して記載すること

## （留意事項）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 提出は、正本1通とすること。
- 3 認定委員会設置者の「氏名」について、法人でない団体にあっては、名称及び代表者又は管理人の氏名を記載すること。
- 4 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙」とおり。」と記載し、別紙を添付すること。

認定機関によるものと記入。  
様式第八（第五十三条関係）

認定機関によるものと記入。  
様式第九（第五十五条関係）

## 再生医療等委員会認定事項変更届書

## 再生医療等委員会認定事項変更届書

厚生労働大臣  
地方厚生局長

殿

年 月 日

厚生労働大臣  
地方厚生局長

殿

年 月 日

認定委員会 住 所  
設置者  
法人にあっては、主たる事務所の所在地

印

認定委員会 住 所  
設置者  
法人にあっては、主たる事務所の所在地

印

認定委員会 住 所  
設置者  
法人にあっては、主たる事務所の所在地

印

下記のとおり、認定再生医療等委員会の認定事項を変更したので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第27条第2項の規定により届け出ます。

記

下記のとおり、認定再生医療等委員会の認定事項を変更したので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第27条第4項の規定により届け出ます。

記

認定再生医療等委員会の認定番号及び 認定年月日	
認定再生医療等委員会の名称	
変更事項	
変更前	
変更後	
変更新年月日	
変更理由	

認定再生医療等委員会の認定番号及び 認定年月日	
認定再生医療等委員会の名称	
変更事項	
変更前	
変更後	
変更新年月日	
変更理由	

※複数該当がある場合は、上記の項目を複数して記載すること

## (留意事項)

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 提出は、正本1通とすること。
- 認定委員会設置者の「氏名」について、法人でない団体にあっては、名称及び代表者又は管理人の氏名を記載すること。
- 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙」とおり。」と記載し、別紙を添付すること。

## (留意事項)

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 提出は、正本1通とすること。
- 認定委員会設置者の「氏名」について、法人でない団体にあっては、名称及び代表者又は管理人の氏名を記載すること。
- 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙」とおり。」と記載し、別紙を添付すること。

様式第十一のものと並んで。  
様式第十(第五十六条関係)

## 再生医療等委員会認定証書換文交付申請書

様式第十一のものと並んで。  
様式第十一(第五十七条関係)

## 再生医療等委員会認定証再交付申請書

厚生労働大臣  
地方厚生局长

年 月 日

厚生労働大臣  
地方厚生局长

年 月 日

認定委員会 住 所  
設置者  
氏 名

法人にあっては、主たる事務所の所在地  
法人にあっては、名称及び代表者の氏名

印

下記のとおり、再生医療等委員会の認定証の書換え交付を、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則第56条の規定により申請します。

## 記

認定再生医療等委員会の認定番号及び 認定年月日	認定再生医療等委員会の名称
変更事項 変更前	変更後
変更内容 変更理由	※複数該当がある場合は、上記の項目を複数して記載すること

認定再生医療等委員会の認定番号及び 認定年月日	認定再生医療等委員会の名称
再交付申請の理由	

## (留意事項)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 提出は、正本1通とすること。
- 3 認定委員会設置者の「氏名」について、法人でない団体にあっては、名称及び代表者は管理人の氏名を記載すること。
- 4 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙」とおり。」と記載し、別紙を添付すること。

様式第十二(第五十八条関係) (第一面)

再生医療等委員会認定事項更新申請書

年 月 日

厚生労働大臣  
地方厚生局长

般

認定委員会設置者	住所	法人にあっては、主たる事務所の所在地
		法人にあっては、名稱及び代表者の氏名

下記のとおり、認定再生医療等委員会の認定事項の更新を受けたいので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第28条第6項において准用する同法第26条第2項の規定により提出します。

認定委員会設置者は、病院若しくは診療所の開設者又は再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則第42条第1項各号に掲げる団体に該当すること、認定委員会設置者が同項第1号から第3号までに掲げる団体である場合にあっては同条第2項に規定する要件を満たすこと並びに再生医療等委員会の活動の自由及び独立が保障されていることを誓約します。

記

1 更新を受けようとする認定再生医療等委員会に関する事項	
更新を受けようとする認定再生医療等委員会の認定番号及び認定年月日	
更新を受けようとする認定再生医療等委員会の名称	
更新を受けようとする認定再生医療等委員会の所在地	
変更事項	
変更前	
変更後	
※複数該当がある場合は、欄を複数して記載すること	
審査等業務を行った回数	1年目 2年目 3年目
審査等業務の対象	第三種再生医療等提供計画のみに係る審査等業務を実施
	□ 左記以外

様式第十二(第五十八条関係) (第二面)

審査等業務を行う体制	
手数料の算定の基準 (手数料を徴収する場合のみ記載)	
担当部署	
担当部署電話番号	
担当部署FAX番号	
担当部署電子メールアドレス	
担当部署の責任者の氏名	
担当部署の責任者の役職	
苦情及び問合せを受けるための窓口	
再生医療等委員会の運営に関する情報の掲載URL	

※担当部署の責任者の役職については、担当部署における役職を記載すること

様式第十二（第五十八條関係）（第三面）

様式第十二(第五十八条関係)(第四面)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 提出は、正本1通とすること。
  - 3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙」とおり。」と記載し、「別紙を添付すること。
  - 4 又は管轄人の氏名を記載すること。
  - 5 1の「審査等業務を行う体制」の欄には、審査等業務を総合的に行うことができる体制、再生医療等委員会の開催頻度、その他の審査等業務に関する事項を記載すること。
  - 6 1の「手数料の算定の基準」の欄には、手数料の額及び手数料の算定方法等を記載すること。
  - 7 3の「委員の構成要件の該当性」の欄への記載は、次のとおりとすること。  
特定認定再生医療等委員会の場合  
①分子生物学等・・・分子生物学、細胞生物学、遺伝学、臨床薬理学又は病理学の専門家  
②再生医療等・・・再生医療等について十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者  
③臨床医・・・臨床医(現に診療に従事している医師又は歯科医師)  
④細胞培養加工・・・細胞培養加工に関する識見を有する者  
⑤法律・・・医学又は医療分野における人権の尊重に関する法律に関する専門家  
⑥生命倫理・・・生命倫理に関する識見を有する者  
⑦生物統計等・・・生物統計等の他の臨床研究に関する識見を有する者  
⑧一般・・・①から⑦までに掲げる者以外の一般的立場の者
  - 第三種再生医療等認定申請書の各欄に係る審査業務を行つ場合  
[a-1. 医学・医療 1]・・・医学又は医療の専門家であつて、再生医療等について十分な科学的知識及び医療上の識見を有する者  
[a-2. 医学・医療 2]・・・a-1に該当する者以外の医学又は医療の専門家  
[b. 法律・生命倫理]・・・医学又は医療分野における人権の尊重に関する法律に関する識見を有する者  
[c. 一般]・・・a-1, a-2及びbに掲げる者以外の一般的立場の者
  - 3の「再生医療等委員会を設置する者との利害関係」の欄には、再生医療等委員会を設置する者と利害関係を有している場合は「有」、有していない場合は「無」を記載すること。

様式第十三（第五十九条関係）  
様式第十四（第七十二条関係）

## 認定再生医療等委員会廃止届書

様式第十四（第七十二条関係）（表面）  
特定細胞加工物製造許可申請書

厚生労働大臣  
地方厚生局長

殿

認定委員会 住 所  
設置者 法人にあっては、主たる事務所の所在地  
氏 名 法人にあっては、名称及び代表者の氏名

印

年 月 日

地方厚生局長 殿

住 所  
法人にあっては、主たる事務所の所在地  
氏 名 法人にあっては、名称及び代表者の氏名

印

年 月 日

下記のとおり、認定再生医療等委員会を廃止したいので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第30条第1項の規定により届け出ます。

記

認定再生医療等委員会の認定番号及び 認定年月日	
認定再生医療等委員会の名称 廃止年月日	
廃止の理由	

(留意事項)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 提出は、正本1通とすること。
- 3 認定委員会設置者の「氏名」について、法人でない団体にあっては、名称及び代表者又は管理人の氏名を記載すること。
- 4 各項目の記載欄にその記載欄の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙」とおり。」と記載し、別紙を添付すること。

下記のとおり、特定細胞加工物の製造の許可を受けたいので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第35条第2項の規定により申請します。

記

## 1 細胞培養加工施設及び申請者に関する事項

細胞培養加工施設の名称 細胞培養加工施設の所在地	
施設管理者に関する事項 氏名	
業務を行う役員の氏名（法人の場合） （1）法律第49条の規定により許可を取り消されたこと （2）禁錮以上の刑に処せられたこと （3）関係法令又はこれに基づく処分に違反したこと	

申請者（法人にあっては、その業務を行う役員を含む）の次格条款	人の細胞に培養その他の加工を施した特定細胞加工物	動物の細胞に培養その他の加工を施した特定細胞加工物
製造しようとする特定細胞加工物の種類	<input type="checkbox"/>	

## 2 申請者の連絡先

担当部署	
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	

## (留意事項) (裏面) 様式第十四(第七十二条関係)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 提出は、正副2通とすること。
- 3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙」とおり。」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 1の「申請者の欠格条項」欄は当該事項がないときは、「無」と記載し、あるときは、(1)欄にあってはその理由及び年月日を、(2)欄にあってはその罰、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にあってはその違反の亦実及び違反した年月日を記載すること。「関係法令」とは、再生医療等の安全性の確保に関する法律第35条第4項第3号に規定する法令を指すものであること。

様式第十六(第七十五条関係)  
様式第十六(第七十五条関係)  
様式第十六(第七十五条関係)

## 特定細胞加工物製造許可事項変更届書

年 月 日	住 所 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人にあっては、主たる事務所の所在地</div>
氏 名 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人にあっては、名 称及び代表者の氏名</div>	印

下記のとおり、特定細胞加工物の製造の許可事項を変更したので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第37条の規定により届け出ます。

記

細胞培養加工施設の施設番号及び許可年月日	
施設管理者の氏名	
細胞培養加工施設の名称	
変更事項	
変更前	
変更後	
変更年月日	
変更理由	

※複数該当がある場合は上記項目を複数して記載すること

- (留意事項)
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 提出は、正本1通とすること。
  - 3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙」とおり。」と記載し、別紙を添付すること。

様式第十七 (第七十六条、第八十四条规定) (裏面)  
様式第十七 (第七十六条、第八十四条规定) (表面)  
Form No. 17 (related to Article 76 and 84) (Face side)

取入 印紙 Revenue Stamp	許可証書換え交付申請書 Application for rewrite issue of accreditation
---------------------------	---

変更申請  
Changed items  
変更前  
Before  
変更後  
After  
変更年月日  
The date of  
changes  
変更理由  
Reasons  
Date (Year / Month / Day)

厚生労働大臣  
地方厚生局長  
To Minister of Health, Labour and Welfare or  
the Director-General of a Regional Bureau of Health and Welfare

住所  
Address  
邦文  
Japanese  
外國文  
Foreign language

法人にあっては、  
主たる事務所の  
所在地  
Location of the  
head office in  
case of a  
corporation

法人にあっては、  
名称及び代表者の  
氏名  
Name  
邦文  
Japanese  
外國文  
Foreign language

Applicant should submit an original form.

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
Use paper of Japanese Industrial Standards Size A4.
- 2 提出は、正本1通とすること。  
Applicant should submit an original form.
- 3 各項目の記載欄に全てを記載する事ができないときは、同欄に「別紙」と記載し、別紙を添付すること。  
In case there is not enough space to fill in all the information in the column, write "See paper" in the column and attach another paper on which all the information is written.
- 4 外国の特定細胞加工物製造事業者にあっては、外国語により申請者の住所及び氏名を並記すること。また、署名をもって押印に代えることができるものとする。  
In case of foreign cell processor, the address and name of the applicant should be written in Japanese and foreign language. Also the signature may be in place of the stamp.
- 5 収入印紙は、厚生労働大臣又は地方厚生局長に提出する申請書に貼り、消印をしないこと。  
Put revenue stamp only on the original form, not on its copy. Do not cancel it.

下記のとおり、許可証の書換え交付を、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則第76条第1項(第84条において準用する場合を含む。)の規定により申請します。

I hereby apply for rewrite issue of accreditation by Article 76, Paragraph 1 applied by Article 84 of the Ministerial order on the Safety of Regenerative Medicine as indicated below.

記

細胞培養加工施設の施設番号及び許可 年月日又は認定年月日 Number and date of the accreditation	
細胞培養加工施設の名稱 Name of the cell processing facility	

様式第十九(第七十八条関係) (表面)  
様式第十九(第七十八条関係) (裏面)

取入印紙	特定細胞加工物製造許可事項更新申請書
年 月 日	
氏名	法人にあっては、名前 及び代表者の氏名
印	

下記のとおり、特定細胞加工物の製造の許可の更新を受けたので、再生医療等の安全性の確保に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定により申請します。

## 記

1 細胞培養加工施設及び申請者に関する事項	
施設の施設番号及び許可年月日	更新を受けようとする細胞培養加工施設の名称
変更事項	変更前
変更後	変更理由
※権限委託がある場合は、上記項目を複数して記載すること	
更新を受けようとする細胞培養加工施設の所在地	
施設管理者に関する事項	
業務を行う役員の氏名 (法人の場合)	
(1) 法第49条の規定により許可を取り消されたこと	
申請者 (法人にあつては、その業務を行なう役員を含む。) の欠格要項	
(2) 禁錮以上の刑に処せられたこと	
(3) 關係法令又はこれに基づく処分に違反したこと	
製造しようとする特定細胞加工物の種類	
<input type="checkbox"/> 人の細胞に培養その他の加工を施したもの <input type="checkbox"/> 動物の細胞に培養した特定細胞加工物	
申請者の連絡先	
担当部署	
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	

様式第十九(第七十八条関係) (裏面)  
(留意事項)

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 提出は、正副本2通とすること。
- 各項目の記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙」とおり、「」と記載し、別紙を添付すること。  
1の「申請者の欠格要項」欄は当該事項がないときは、「無」と記載し、あるときは、(1)欄にあってはその理由及び年月日を、(2)欄にあってはその罰、刑、罰の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を記載すること。「關係法令」とは、再生医療等の安全性の確保に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第4項第3号に規定する法令を指すものであること。
- 収入印紙は、地方厚生局長に提出する申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。

登録紙1-1-1の様式のものと並んで  
様式第二十二(第八十三条関係)(第一面)  
Form No. 22 (related to Article 83)(Page 1).

特定細胞加工物製造認定申請書  
Application for accreditation of foreign cell processor

厚生労働大臣 殿	To Minister of Health, Labour and Welfare	日本語 Japanese	Date (Year / Month / Day)
住所 Address	外國文 Foreign language	法人における事務所の所在地 Location of the head office in case of a corporation	年 月 日
氏名 Name	邦文 Japanese	法人にあっては、その業務を行なう役員を含む者。( )の次に代表者の氏名 Name of the corporation and its representative in case of a corporation	
用印又は署名 / Signature			

下記のことより、特定細胞加工物の製造を受けたいので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第35条第2項において準用する同法第35条第2項の規定により申請します。

I hereby apply for the accreditation of the foreign cell processor by Article 35, Paragraph 2 applied by Article 39, Paragraph 2 of the Act on the Safety of Regenerative Medicine as indicated below.

記

1 細胞培養加工施設及び申請者に関する事項 Cell processing facility and applicant's information		業務を行う役員の氏名(法人の場合) Name of the executive (in case of a corporation)	
細胞培養加工施設の名称 Name of the cell processing facility	細胞培養加工施設の所在地 Location of the cell processing facility	(1) 法第50条第1項の規定により認定を取り消されたこと History of having accreditation being canceled pursuant to the provision of Article 50, Paragraph 1	(2) 禁錆以上刑に処せられたこと History of a court sentence of imprisonment or a severe punishment
		(3) 関係法令又はこれに基づく処分に違反したこと Violation of related Japanese laws or measures taken in accordance with these laws and regulations	
2 申請者の連絡先 Applicant's contact information			
施設管理者に関する事項 Details of the manager of the cell processing facility	細胞培養加工施設に付随する事項 Details of the cell processing facility	他の細胞に培養された特定細胞加工物 Human cells derived	動物の細胞に培養された特定細胞加工物 Animal's cells derived
氏名 Name	部門 Department	その他加工を施した特定細胞加工物 Other processed specific cell products	
略歴 Career summary	電話番号 Telephone number		
	FAX番号 FAX number		
	E-mailアドレス E-mail address		

様式第二十二(第八十三条関係)(第二面)  
Form No. 22 (related to Article 83)(Page 2)

様式第二十二(第八十三条関係)(第三面)  
様式第二十四(第八十四条関係)(表面)  
Form No. 22 (related to Article 83)(Page 3)  
Form No. 24 (related to Article 84)(Face side)

## (留意事項)

(Notes)

1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
Use paper of Japanese Industrial Standards Size A4.

2 提出は、正副2通とすること。

Applicant should submit one original and one copy of this form.

3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときは、同欄に「別紙」と記載し、別紙を添付すること。

In case there is not enough space to fill in all the information in the column, write "See attached paper" in the column and attach another paper on which all the information is written.

4 (1)の「申請者の欠格条項」欄は当該事項がないときは、「無」と記載し、あるときは、(1)欄にあってはその理由及び年月日を、(2)欄にあってはその罰、刑、別の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にあってはその違反した年月日を記載すること。「関係法令」とは、再生医療等の安全性の確保に関する法律第39条第2項において準用する同法第35条第4項第3号に規定する法令を指すものであること。

Write down "No" in each column of (1), (2) and (3) if an applicant doesn't meet any conditions of its disqualifications. If an applicant meets one or more conditions of its disqualifications, please write down as below.

(1) The date(year, month, day) and grounds for cancellation.

(2) Crime, sentence, the date(year, month, day) of final judgment, the date(year, month, day) of sentence/parole completion.

(3) Description and the date(year, month, day) of the violation(s). Term "related Japanese laws" refers to laws and regulations prescribed in Article 35, Paragraph 4, item (iii) applied by Article 39, Paragraph 2 of the Act on the Safety of Regenerative Medicine.

様式第二十四(第八十四条関係)(裏面)  
様式第二十四(第八十四条関係)(裏面)  
Form No. 24 (related to Article 84)(Back side)

## Application for change in accreditation items of foreign cell processor

Date (Year / Month / Day)  
年 月 日

To Minister of Health, Labour and Welfare  
厚生労働大臣 殿

住 所 \_\_\_\_\_  
Address \_\_\_\_\_  
在地 \_\_\_\_\_  
Location of the head office in case of a corporation

氏 名 \_\_\_\_\_  
Name \_\_\_\_\_  
外國文  
Foreign language \_\_\_\_\_  
法人名  
Name of the corporation and its representative  
in case of a corporation

印又は署名 / Signature \_\_\_\_\_  
法人にあっては、  
名称及び代表者の  
氏名  
Name of the corporation and its representative  
in case of a corporation

下記のとおり、特定細胞加工物の製造の認定事項を変更したので、再生医療等の安全性の確保等に關する法律第39条第2項において准用する同法第37条の規定により届け出ます。

I hereby apply for change in the accreditation items of the foreign cell processor by Article 37, applied by Article 39, Paragraph 2 of the Act on the Safety of Regenerative Medicine as indicated below.

## 記

細胞培養加工施設の施設番号及び認定年月日 Number and date of the accreditation
施設管理者の氏名 Name of the manager of the cell processing facility
細胞培養加工施設の名称 Name of the cell processing facility
変更事項 Changed items
変更前 Before
変更後 After
変更年月日 The date of changes
変更理由 Reasons

※複数該当がある場合は、上記項目を複数して記載すること  
If there are multiple subjects, please copy and describe the column.

様式第二十四（第八十四条關係）（裏面）  
Form No. 24 (related to Article 84)(Reverse side)

留意事項

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
Use paper of Japanese Industrial Standards Size A4.
  - 2 提出は、正本1通とすること。  
Applicant should submit an original form.
  - 3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙」とおり。」と記載し、別紙を添付すること。  
In case there is not enough space to fill in all the information in the column, write "See attached paper" in the column and attach another paper on which all the information is written.

收 入 印 紙	Revenue Stamp
特定細胞加工物製造認定事項更新申請書	
Application for accreditation renewal of foreign cell processor	
□	
Date (Year / Month / Day)	日

To Minister of Health, Labour and Welfare	件名
Address	住所 邦文 Japanese 外國文 Foreign language
氏名 Name	邦文 Japanese 外國文 Foreign language
印又は署名 / Signature	

法人にあっては、  
主たる事務所の  
所在地  
Location of the  
head office in  
case of a  
corporation

法人にあっては、  
名稱及び代表者の  
氏名  
Name of the  
corporation and  
its representative  
in case of a  
corporation

下記のとおり、再生細胞加工物製造の認定事項の更新を受けたいので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第39条第2項において使用する第36条第2項の規定により申請します。  
I hereby apply for the accreditation renewal of the foreign cell processor by Article 36, Paragraph 2 applied by Article 39, Paragraph 2 of the Act on the Safety of Regenerative Medicine as indicated below.

## 1 細胞培養加工施設及び申請者に関する事項 Cell processing facility and applicant's information

- 下記のとおり、再生細胞加工物製造の認定状項の更迭を受けたいので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第39条第2項において規定する第30条第2項の規定により申譲します。

更新を受けようとする細胞培養加工施設の施設番号及び認定年月日 Number and date of the accreditation
更新を受けようとする細胞培養加工施設の名称 Name of the cell processing facility
変更項目 Changed items
変更内容 Changes
Reasons

\*複数該当がある場合は、上記項目を複数して記載すること  
If there are multiple subjects, please copy and describe the column.

様式第二十五(第八十四条関係) (第二面)  
Form No. 25 (related to Article 84) (Page 2)

細胞培養加工施設の所在地 Location of the cell processing facility		
施設管理者に関する事項 Details of the manager of the cell processing facility	氏名 Name	経歴 Career summary
業務を行う役員の氏名(法人の場合) Name of the executive (in case of a corporation)		
(1) 法第50条第1項の規定により認定を取り消されたこと History of having accreditation being canceled pursuant to the provision of Article 50, Paragraph 1		
(2) 禁錮以上の刑に処せられたこと History of a court disqualifications (including those of the executive engaged in the services in case of a corporation)		
(3) 關係法令又はこれに基づく处分に違反したこと Violation of related Japanese laws or measures taken in accordance with these laws and regulations		
製造をしようとする特定細胞加工物の種類 Types of planned specific processed cells	人の細胞に培養して他の加工を施した特定細胞加工物 Human cells derived	動物の細胞に培養して他の加工を施した特定細胞加工物 Animal's cells derived

様式第二十五(第八十四条関係) (第三面)  
Form No. 25 (related to Article 84) (Page 3)

## 2 申請者の連絡先 Applicant's contact information

担当部署 Department	
電話番号 Telephone number	
FAX番号 FAX number	
電子メールアドレス E-mail address	

### (留意事項) (Notes)

1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 提出は、正本1通とすること。

3 各項目の記載欄にその記載事項の全文を記載する事ができないときには、同欄に「別紙」とおり。」と記載し、別紙を添付すること。

In case there is not enough space to fill in all the information in the column, write "See attached paper" in the column and attach another paper on which all the information is written.

4 1の「申請者の欠格事項」欄は当該事実がないときは、「無」と記載し、あるときは、(1)欄にあってはその理由及び年月日を、(2)欄にあってはその罰刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にあってはその違反の事実及び違反すること、「関係法令」とは、再生医療等の安全性の確保に関する法律第39条第2項において準用する同法第36条第2項において準用する同法第35条第4項第3号に規定する法令を指すものであることを。

Write down "No" in each column of (1)(2)and(3) if an applicant doesn't meet any conditions of its disqualifications. If an applicant meets one or more conditions of its disqualifications, please write down as below.

(1) The date( year, month, day) and grounds for cancellation.  
(2) Crime, sentence, the date( year, month, day) of final judgment, the date( year, month, day) of sentence/parole completion.

(3) Description and the date( year, month, day ) of the violation(s). Term "related Japanese laws" refers to laws and regulations prescribed in Article 35, Paragraph 4, item (iii) applied by Article 36,Paragraph 2 applied by Article 39, Paragraph 2 of the Act on the Safety of Regenerative Medicine.

5 収入印紙は、厚生労働大臣に提出する申請書の正本に貼り、消印をしないこと。  
Put revenue stamp only on the original form. Do not cancel it.

様式第二十七(第八十五条関係)(裏面)

特定細胞加工物製造届書

地方厚生局长 殿

年 月 日

下記のとおり、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第40条第1項の規定により届け出ます。

## 記

## 1 細胞培養加工施設及びその内容

病院に設置されるもの	<input type="checkbox"/>
診療所に設置されるもの	<input type="checkbox"/>
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の22第1項の許可を受けた者による販売をする者の区分	<input type="checkbox"/>
製造所	<input type="checkbox"/>

移植用いれる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律第30条の臍帯血供給事業の許可を受けた者であって、臍帯血供給事業の用に供するもの

細胞培養加工施設の名称	
細胞培養加工施設の所在地	
施設管理者に関する事項	
業務を行う従員の氏名(法人の場合)	

届出をする者(法人の業務を行う従員の停止の停止の理由)	(1) 法第40条の規定により許可を限り消されたこと
	(2) 禁錆以上の刑に処せられたこと
	(3) 腹漏法令又はこれに基づづく処分に違反したこと

製造しようとする特定細胞加工物の種類	動物の細胞に培養その他他の加工を施した特定細胞加工物
--------------------	----------------------------

様式第二十七(第八十五条関係)(裏面)

2 届出をする者の連絡先

担当部署	
電話番号	
FAX番号	

電子メールアドレス

(留意事項)

1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 提出は、正本1通とすること。  
 3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときは、同欄に「別紙」とおり。」と記載し、別紙を添付すること。  
 4 1の「届出をする者の停止事由」欄は当該事由にチェックを入れること。  
 5 1の「届出をする者の停止事由」欄は当該事由に「無」と記載し、あるときは、(1)欄にあってはその理由及び年月日を、(2)欄にあってはその罰、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にあってはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。「関係法令」とは、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第40条第2号において引用する同法第35条第4項第3号及び同法第51条第3号に規定する法令を指すものであること。

様式第二十九(第八十七条関係)  
様式第二十九(第八十八条関係)

様式第二十九(第八十九条関係)  
様式第二十九(第八十九条関係)

Form No. 29 (related to Article 29)  
Form No. 29 (related to Article 29)

特定細胞加工物製造届出事項変更届書

年 月 日

地方厚生局長 殿

住所  
法人にあっては、主たる事務所の所在地  
法人にあっては、名前  
氏名  
新及び代表者の氏名

印

下記のとおり、特定細胞加工物の製造の届出事項を変更したので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第41条第3項の規定により届け出ます。

記

細胞培養加工施設の施設番号及び届出年月日	
施設管理者の氏名	
細胞培養加工施設の名称	
変更事項	
変更前	
変更後	
変更年月日	
変更理由	

(留意事項)

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 提出は、正本1通とすること。
- 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙」とおり。」と記載し、別紙を添付すること。

下記のとおり、特定細胞加工物の製造を廃止したので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第41条の規定により届け出ます。

I hereby apply for the abolition of the foreign cell processor by Article 41 of the Act on the Safety of Regenerative Medicine as indicated below.

記

細胞培養加工施設の施設番号及び届出年月日 No. and date of the accreditation	
細胞培養加工施設の名称 Name of the cell processing facility	
廃止年月日 The date of abolition	
廃止の理由 Reasons	

(留意事項)

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 提出は、正本1通とすること。
  - 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙」とおり。」と記載し、別紙を添付すること。
- In case there is not enough space to fill in all the information in the column, write "See paper" in the column and attach another paper on which all the information is written.

表面

裏面

立入検査場  
85cm

第 一 号	再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第95号) 拙案	立入検査場
(立入検査場)		
第二十四条 厚生労働大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、再生医療等提供機関の管理者若しくは開設者(医療法第五十二条第一項に規定する医師又は歯科医師を含む。次項及び第二十六条第一項において同じ。)に対し、必要な報告をさせ、又は当該職員に、再生医療等技術の安全性の確保等その他再生医療等の適正な提供のため必要があると認めるときは、病院若しくは診療所の管理者若しくは開設者に対し、必要な報告をさせ、又は当該職員に、病院若しくは診療所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは開設者に質問させることができる。		
2 厚生労働大臣は、前項に定めるもののほか、病院若しくは診療所の管理者がこの章の規定若しくはこの章の規定に基づく命令若しくは処分に違反していると認めるとき、又は再生医療等技術の安全性の確保等その他再生医療等の適正な提供のため必要があると認めるときは、病院若しくは診療所の管理者若しくは開設者に対し、必要な報告をさせ、又は当該職員に、病院若しくは診療所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは開設者に質問させることができる。		
3 前二項の規定により職場が立ちえるときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。		
4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。		
職名	氏名	
	真	
年 月 日	年 月 日	年 月 日
発行		

立入検査場  
53mm

第五十二条 厚生労働大臣は、許可事業者又は届出事業者が設置する当該許可又は届出に係る細胞培養加工施設の構造設備が第四十二条の基準に適合しているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該許可事業者若しくは届出事業者に対し、必要な報告をさせ、又は当該職員に、当該細胞培養加工施設若しくは事務所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは開設者に質問させることができる。	
2 厚生労働大臣は、前項に定めるものほか、細胞培養加工施設においてこの章の規定若しくはこの章の規定に基づく命令若しくは処分に違反する特定細胞加工物の製造が行われていると認めるとき、又は再生医療等技術の安全性の確保等その他再生医療等の適正な提供のため必要があると認めるときは、特定細胞加工物の製造をする者に対し、必要な報告をさせ、又は当該職員に、細胞培養加工施設若しくは事務所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは開設者に質問させることができる。	
3 第二十三条の規定は前二項の規定による立入検査について、同条第四項の規定は前二項の規定による権限について準用する。	

厚生労働省(地方厚生局) 印

(臨床研究法施行規則の一部改正)  
第一条 臨床研究法施行規則(平成三十年厚生労働省令第十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第一章・第三章 (略)	第一章・第三章 (略)
第四章 臨床研究に関する資金等の提供	第四章 臨床研究に関する資金等の提供
(第八十八条 第九十二条の二)	(第八十八条 第九十二条)
第五章 雜則(第九十一条の三—第九十六条)	第五章 雜則(第九十二条—第九十六条)
附則	附則
(臨床研究の対象者に対する補償)	(研究対象者に対する補償)
第二十条 (略)	第二十条 (略)
(利益相反管理計画の作成等)	(利益相反管理計画の作成等)
第二十一条 (略)	第二十一条 (略)
一 (略)	一 (略)
二 当該研究責任医師が実施する臨床研究に従事する者(当該研究責任医師、研究分担医師及び統計的な解析を行うことによる責任を有する者に限る)及び研究計画書に記載されている者であつて、当該臨床研究を実施することによって利益を得ることが明白な者に対する当該臨床研究に用いる医薬品等の製造販売をし、若しくはしようとする医薬品等製造販売業者は又はその特殊関係者による寄附金、原稿執筆及び講演その他の業務に対する報酬の提供との他の関与	二 当該研究責任医師が実施する臨床研究に従事する者(当該研究責任医師、研究分担医師及び統計的な解析を行うことによる責任を有する者に限る)及び研究計画書に記載されている者であつて、当該臨床研究を実施することによって利益を得ることが明白な者に対する当該臨床研究に用いる医薬品等の製造販売をし、又はしようとする医薬品等製造販売業者等による寄附金、原稿執筆及び講演その他の業務に対する報酬の提供との他の関与
二二七 (略)	二二七 (略)
(情報の公表等)	(情報の公表等)
第二十四条 (略)	第二十四条 (略)
二二八 (略)	二二八 (略)
3 特定臨床研究を実施する研究責任医師は、前項の規定により主要評価項目報告書の作成を行ふ場合は、実施計画を変更することができなければならない。	3 特定臨床研究を実施する研究責任医師は、前項の規定により主要評価項目報告書の作成を行ふ場合は、実施計画を変更することができなければならない。
4 (略)	4 (略)

<p>5 特定臨床研究を実施する研究責任医師は、前項の規定による提出をしようとするときは、あらかじめ認定臨床研究審査委員会の意見を聞くとともに、当該認定臨床研究審査委員会が意見を述べた日から起算して一月以内に第一項の規定による公表をしなければならない。この場合において、当該研究責任医師は、前項の規定により、総括報告書の概要を提出したときは、速やかに、当該総括報告書の概要に次に掲げる書類を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 第一項及び第三項から前項までの規定は、臨床研究を多施設共同研究として実施する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「研究責任医師」とあるのは「研究代表医師」と、第三項中「前項の規定により」とあるのは「前項の規定により研究責任医師が」と、第四項中「第一項の規定により」とあるのは「第二項の規定により研究責任医師が」と、第三項中「第一項」とあるのは「第七項において準用する第一項」と、前二項中「前項」とあるのは「第七項において準用する前項」と読み替えるものとする。</p> <p>8・9 (略)</p> <p>10 (個人情報の取扱い)</p> <p>第二十七条 研究責任医師は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用(臨床研究を多施設共同研究として実施する場合における他の研究責任医師又は外国(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二十四条に規定する外国をいう。以下同じ。)にある者への提供を含む)の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。</p> <p>11 (個人情報の取扱い)</p> <p>第二十七条 研究責任医師は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用(臨床研究を多施設共同研究として実施する場合における他の研究責任医師又は外国(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二十四条に規定する外国をいう。以下同じ。)にある者への提供を含む。(以下同じ。)の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。</p>	<p>5 特定臨床研究を実施する研究責任医師は、前項の規定による提出をしようとするときは、あらかじめ認定臨床研究審査委員会の意見を聞くとともに、当該認定臨床研究審査委員会が意見を述べた日から起算して一月以内に第一項の規定による公表をしなければならない。この場合において、当該研究責任医師は、同項の規定により、総括報告書の概要を提出をしたときは、速やかに、当該総括報告書の概要に次に掲げる書類を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 第一項及び第三項から前項までの規定は、臨床研究を多施設共同研究として実施する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「研究責任医師」とあるのは「研究代表医師」と読み替えるものとする。</p> <p>8・9 (略)</p> <p>10 (個人情報の取扱い)</p> <p>第二十七条 研究責任医師は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用(臨床研究を多施設共同研究として実施する場合における他の研究責任医師又は外国(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二十四条に規定する外国をいう。以下同じ。)にある者への提供を含む。以下同じ。)の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。</p> <p>11 (個人情報の取扱い)</p> <p>第二十七条 研究責任医師は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用(臨床研究を多施設共同研究として実施する場合における他の研究責任医師又は外国(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二十四条に規定する外国をいう。以下同じ。)にある者への提供を含む。(以下同じ。)の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。</p>
---	--

## (実施計画の提出)

## 第三十九条 (略)

2~4 (略)

法第五条第一項第九号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定臨床研究についての研究資金等の提供及び特定臨床研究に用いる医薬品等の製造販売をし、若しくはしようとする医薬品等製造販売業者又はその特殊関係者の関与に関する事項(法第五条第一項第七号に規定する事項を除く。)

二~四 (略)

(実施計画を厚生労働大臣に提出する場合の手続)

## 第四十条 (略)

研究責任医師は、認定臨床研究審査委員会の意見を聴いた後に、前項各号に規定する書類その他実施医療機関の管理者が求め書類を提出して、当該実施医療機関における当該特定臨床研究の実施の可否について、当該管理者の承認を受けなければならぬ。

3 (略)

## (実施計画の軽微な変更の範囲)

第四十二条 法第六条第一項に定める厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 特定臨床研究に従事する者の氏名の変更であつて、特定臨床研究に従事する者の変更を伴わないもの

二 (略)

(特定臨床研究の中止の届出)

第四十五条 (略)  
(削る)

## (実施計画の提出)

## 第三十九条 (略)

2~4 (略)

法第五条第一項第九号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定臨床研究についての研究資金等の提供及び特定臨床研究に用いる医薬品等の製造販売をし、又はしようとする医薬品等製造販売業者等の関与に関する事項(法第五条第一項第七号に規定する事項を除ぐ。)

二~四 (略)

(実施計画を厚生労働大臣に提出する場合の手続)

## 第四十条 (略)

研究責任医師は、認定臨床研究審査委員会の意見を聴いた後に、前項各号に規定する書類その他実施医療機関の管理者が求め書類を提出して、当該医療機関における当該特定臨床研究の実施の可否について、当該管理者の承認を受けなければならない。

3 (略)

## (実施計画の軽微な変更の範囲)

第四十二条 法第六条第一項に定める厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 特定臨床研究に従事する者の氏名の変更であつて、特定臨床研究に従事する者の変更を伴わないもの

二 (略)

(特定臨床研究の中止の届出)

第四十五条 (略)  
(削る)

## (特定臨床研究に関する記録の保存)

## 第五十三条 (略)

2

研究責任医師は、特定臨床研究が終了した日から五年間、法第十二条に規定する記録を次に掲げる書類及び記録とともに保存しなければならない。

一 研究計画書、実施計画、特定臨床研究の対象者に対する説明及びその同意に係る文書、総括報告書その他のこの省令の規定により研究責任医師が作成した文書又はその写し並びに記録

二~七 (略)

研究責任医師は、法第十二条に規定する記録の修正を行う場合は、修正者の氏名及び修正を行った年月日を記録し、修正した記録とともに保存しなければならない。

(認定臨床研究審査委員会への疾病等の報告)

## 第五十四条 (略)

2 前項(第五十六条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、特定臨床研究を多施設共同研究として実施する場合について準用する。この場合において、「研究責任医師」とあるのは、「研究代表医師」と読み替えるものとする。

3 研究責任医師は、特定臨床研究を多施設共同研究として実施する場合において、第一項各号(第五十六条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する疾患等の発生を知ったときは、これを実施医療機関の管理者に報告した上で、研究代表医師に通知しなければならない。

## (特定臨床研究に関する記録の保存)

## 第五十三条 (略)

2

研究責任医師は、特定臨床研究が終了した日から五年間、法第十二条に規定する記録を次に掲げる書類とともに保存しなければならない。

一 研究計画書、実施計画、特定臨床研究の対象者に対する説明及びその同意に係る文書、総括報告書その他のこの省令の規定により研究責任医師が作成した文書又はその写し

二~七 (略)

研究責任医師は、第一項に規定する記録の修正を行う場合は、修正者の氏名及び修正を行った年月日を記録し、修正した記録とともに保存しなければならない。

(認定臨床研究審査委員会への疾病等の報告)

## 第五十四条 (略)

2 前項の規定は、特定臨床研究を多施設共同研究として実施する場合について準用する。この場合において、「研究責任医師」とあるのは、「研究代表医師」と読み替えるものとする。

3 研究責任医師は、特定臨床研究を多施設共同研究として実施する場合において、第一項各号に規定する疾患等の発生を知ったときは、これを実施医療機関の管理者に報告した上で、研究代表医師に通知しなければならない。

## (特定臨床研究に関する記録の保存)

## 第五十三条 (略)

2

研究責任医師は、速やかに当該情報提供の内容を実施医療機関の管理者に報告しなければならない。

一 この場合において、当該他の研究責任医師は、速やかに当該情報提供の内容を実施医療機関の管理者に報告しなければならない。

二

研究代表医師は、第二項の規定により読み替えて準用する第一項の規定による報告を行ったときは、その旨を速やかに他の研究責任医師に情報提供しなければならない。

三 研究代表医師は、第二項の規定により読み替えて準用する第一項の規定による報告を行ったときは、その旨を速やかに他の研究責任医師に情報提供しなければならない。

四 研究代表医師は、第二項の規定により読み替えて準用する第一項の規定による報告を行ったときは、その旨を速やかに他の研究責任医師に情報提供しなければならない。

五 研究代表医師は、第二項の規定により読み替えて準用する第一項の規定による報告を行ったときは、その旨を速やかに他の研究責任医師に情報提供しなければならない。

六 六条第二項において読み替えて準用する場合を含む。の規定によつて報告を行つたときは、その旨を速やかに他の研究責任医師に情報提供しなければならない。

七 七条第二項において読み替えて準用する場合を含む。の規定によつて報告を行つたときは、その旨を速やかに他の研究責任医師に情報提供しなければならない。

八 八条第二項において読み替えて準用する場合を含む。の規定によつて報告を行つたときは、その旨を速やかに他の研究責任医師に情報提供しなければならない。

九 九条第二項において読み替えて準用する場合を含む。の規定によつて報告を行つたときは、その旨を速やかに他の研究責任医師に情報提供しなければならない。

(認定臨床研究審査委員会への不具合報告)

告)

## 第五十五条 (略)

2 (略)

特定臨床研究を実施する研究責任医師は、特定臨床研究を多施設共同研究として実施する場合において、当該特定臨床研究に用いる医療機器又は再生医療等製品の不具合の発生であつて、当該不具合によって第一項各号に掲げる疾患等が発生するおそれのあるものを知ったときは、これを実施医療機関の管理者に報告した上で、研究代表医師に通知しなければならない。

## 4 (略)

## (認定臨床研究審査委員会への定期報告)

## 第五十九条 (略)

2 (略)

前四項の規定は、特定臨床研究を多施設共同研究として実施する場合について準用する。この場合において、第一項中「研究責任医師」とあるのは「研究代表医師」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、前二項中「第一項」とあるのは「第五項において準用する第一項」と読み替えるものとする。

## 6 (略)

## (厚生労働大臣への定期報告)

## 第六十条 (略)

前項の報告は、認定臨床研究審査委員会が前条第四項の意見を述べた日から起算して一月以内に行わなければならない。

前二項の規定は、特定臨床研究を多施設共同研究として実施する場合について準用する。この場合において、第一項中「研究責任医師」とあるのは「研究代表医師」と、前項中「前項」とあるのは「第三項において準用する前項」と、「前条第四項」とあるのは「前条第五項において準用する同条第四項」と読み替えるものとする。

(認定臨床研究審査委員会への定期報告)

告)

## 第五十五条 (略)

2 (略)

特定臨床研究を実施する研究責任医師は、特定臨床研究を多施設共同研究として実施する場合において、第一項各号に規定する疾病等の発生を知ったときは、これを実施医療機関の管理者に報告した上で、研究代表医師に通知しなければならない。

4 (略)

## (認定臨床研究審査委員会への定期報告)

## 第五十九条 (略)

2 (略)

前一項の規定は、特定臨床研究を多施設共同研究として実施する場合について準用する。この場合において、第一項中「研究責任医師」とあるのは「研究代表医師」と読み替えるものとする。

## 6 (略)

## (厚生労働大臣への定期報告)

## 第六十条 (略)

前項の報告は、認定臨床研究審査委員会が意見を述べた日から起算して一月以内に行わなければならない。

第一項の規定は、特定臨床研究を多施設共同研究として実施する場合について準用する。この場合において、第一項中「研究責任医師」とあるのは「研究代表医師」と読み替えるものとする。

(既存試料等が臨床研究に利用される者の記録の作成及び保存等)

告)

## 第六十二条 研究責任医師は、既存試料等が臨床研究に利用される者の記録の作成及び保存をする場合は、法第十二条の規定に準じて、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 (略)

特定臨床研究を実施する研究責任医師は、特定臨床研究を多施設共同研究として実施する場合において、第一項各号に規定する疾病等の発生を知ったときは、これを実施医療機関の管理者に報告した上で、研究代表医師に通知しなければならない。

4 (略)

## (認定臨床研究審査委員会の変更の認定の申請)

## 第六十九条 (略)

2 (略)

認定臨床研究審査委員会の認定の更新の申請

## 第七十六条 (略)

2 (略)

## (認定臨床研究審査委員会の審査意見業務の記録等)

## 第八十五条 (略)

2 (略)

認定委員会設置者は、第六十五条第一項に規定する申請書の写し及び同条第三項に規定する申請書の添付書類、業務規程並びに委員名簿を、当該認定臨床研究審査委員会の廃止後五年間保存しなければならない。

## 6 (略)

## (契約で定める事項)

## 第八十八条 法第三十二条の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 特定臨床研究(法第二条第二項第一号に掲げるものに限る。以下この条、次条じとの実施期間

三 研究資金等の提供を行う医薬品等製造販売業者等及び実施医療機関の名称及び所在地

四 (略)

五 特定臨床研究についての研究資金等の支払いの時期

(既存試料等が臨床研究に利用される者の記録の作成及び保存等)

告)

## 第六十二条 研究責任医師は、既存試料等が臨床研究に利用される者の記録の作成及び保存をする場合は、法第十二条の規定に準じて、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 (略)

特定臨床研究を実施する研究責任医師は、特定臨床研究を多施設共同研究として実施する場合において、第一項中「研究責任医師」とあるのは「研究代表医師」と、前項中「前項」とあるのは「第三項において準用する前項」と、「前条第四項」とあるのは「前条第五項において準用する同条第四項」と読み替えるものとする。

4 (略)

## (既存試料等が臨床研究に利用される者の記録の作成及び保存等)

## 第六十三条 (略)

2 (略)

認定臨床研究審査委員会の認定の更新の申請

## 第七十六条 (略)

2 (略)

認定臨床研究審査委員会の審査意見業務の記録等)

## 第八十五条 (略)

2 (略)

## (契約で定める事項)

一 (略)

二 特定臨床研究(法第二条第二項第一号に掲げるものに限る。以下この条、次条じとの実施期間

三 研究資金等の提供を行う医薬品等製造販売業者等及び実施医療機関の名称及び所在地

四 (略)

五 特定臨床研究についての研究資金等の支払いの時期

(既存試料等が臨床研究に利用される者の記録の作成及び保存等)

告)

## 第六十二条 研究責任医師は、既存試料等が臨床研究に利用される者の記録の作成及び保存をする場合は、法第十二条の規定に準じて、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 (略)

特定臨床研究を実施する研究責任医師は、特定臨床研究を多施設共同研究として実施する場合において、第一項各号に規定する疾病等の発生を知ったときは、これを実施医療機関の管理者に報告した上で、研究代表医師に通知しなければならない。

4 (略)

## (既存試料等が臨床研究に利用される者の記録の作成及び保存等)

## 第六十三条 (略)

2 (略)

認定臨床研究審査委員会の認定の更新の申請

## 第七十六条 (略)

2 (略)

認定臨床研究審査委員会の審査意見業務の記録等)

## 第八十五条 (略)

2 (略)

## (契約で定める事項)

## (公表する情報)

**第九十条** 法第三十三条の厚生労働省令で定める情報は、次の表の上欄に掲げる事項の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるもの（前事業年度分に限る。）とする。

研究資金等（研究の管理等を行う団体（医薬品等製造販売業者等が特定臨床研究についての研究資金等を提供したものに限る。）が当該特定臨床研究の実施医療機関に提供した研究資金等を含む。）	研究資金等（研究の管理等を行う団体（医薬品等製造販売業者等が特定臨床研究についての研究資金等を提供をしたものに限る。）が当該特定臨床研究の実施医療機関に提供した研究資金等を含む。）
(略)	(略)

## (公表する情報)

**第九十条** 法第三十三条の厚生労働省令で定める情報は、次の表の上欄に掲げる事項の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるもの（前事業年度分に限る。）とする。

研究資金等（研究の管理等を行う団体（医薬品等製造販売業者等が特定臨床研究についての研究資金等を提供をしたものに限る。）が当該特定臨床研究の実施医療機関に提供した研究資金等を含む。）	研究資金等（研究の管理等を行う団体（医薬品等製造販売業者等が特定臨床研究についての研究資金等を提供をしたものに限る。）が当該特定臨床研究の実施医療機関に提供した研究資金等を含む。）
(略)	(略)

(特定臨床研究が再生医療等に該当する場合についての読書規定)

## (新設)

## (新設)

原稿執筆及び講演その他の業務に対する報酬（特定臨床研究の実施期間及び終了後二年以内に当該特定臨床研究を実施する研究責任医師に提供したものに限る。）	原稿執筆及び講演その他の業務に対する報酬（特定臨床研究の実施期間及び終了後二年以内に当該特定臨床研究を実施する研究責任医師に提供されたものと認められるものを除く。）
(略)	(略)

## (身分を示す証明書)

**第九十一条の三** 法第三十五条第二項に規定する身分を示す証明書は、様式第十四によるものとする。

## (権限の委任)

第九十二条 (略)	第九十二条 (略)
一〇一 (略)	一〇一 (略)
十二 法第二十九条に規定する権限	十二 法第二十九条に規定する権限

十三・十六 (略)	十三・十六 (略)
(新設)	(新設)

## (権限の委任)

第九十二条 (略)	第九十二条 (略)
一〇一 (略)	一〇一 (略)
十二 法第二十九条に規定する権限	十二 法第二十九条に規定する権限

様式第五を次の如く改める。

樣式第五（第六十五條關係）（第一面）

臨床研究審査委員会認定申請書

地方厚生局長	職	臨床研究審査委員会認定申請書
		年 <span style="margin-right: 20px;">月</span> 日
下記のとおり、臨床研究審査委員会の認定を受けたいので、臨床研究法第23条第2項の規定により申 請します。		
申請者は、病院若しくは診療所の開設者又は臨床研究法施行規則第64条第1項各号に掲げる団体に該 当すること、臨床研究法第24条各号に規定する欠格事由に該当しないこと、申請者が臨床研究法施行規 则第64条第1項第1号から第3号までに掲げる団体である場合にあっては同条第2項に規定する要件を 満たすこと並びに臨床研究審査委員会の活動の自由及び独立が保障されていることを誓約します。		
申 請 者 住 所 〔 法人にあつては、主たる 事務所の所在地 〕  氏 名 〔 法人にあつては、名称及 び代表者の氏名 〕		
印		

臨床研究審査委員会の名称	臨床研究審査委員会の所在地
審査意見業務を行う体制	審査意見業務を行う順及び内容について依頼する者にかかわらず公正な運営を行う体制
依頼する者にかかわらず公正な手数料の算定の基準	依頼する者にかかわらず公正な手数料の算定の基準
審査意見業務を組織的に行うことができる体制	審査意見業務を行う個室制度
事務局の人員配置	専従（ ）人、専従以外（ ）人、合計（ ）人

#### (事務局員の人員配置の詳細)

※欄が足りない場合は、適宜追加すること。

様式第五(第六十五条関係)(第二面)  
2 臨床研究審査委員会の連絡先

様式第五（第六十五条関係）（第三面）  
様式第十二（第七十六条関係）（第一面）

（留意事項）

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 提出は、正本1通とする。
- 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 申請者の「氏名」について、法人でない団体にあっては、名称及び代表者又は管理人の氏名を記載すること。
- 「依頼する者にかわらず公正な手数料の算定の基準」の欄には、手数料の額及び手数料の算定方法等を記載すること。
- 3の「委員の構成要件の該当性」の欄への記載は、次のとおりとする。
  - ①医学／医療」、「臨床研究法施行規則第66条第2項第1号イに規定する「医学又は医療の専門家」
  - ②法律」、「臨床研究法施行規則第66条第2項第1号ロに規定する「臨床研究の対象者の保護及び医学又は医療分野における人権の尊重に関する理解のある法律に関する専門家」
  - ③生命倫理」、「臨床研究法施行規則第66条第2項第1号ロに規定する「生命倫理に関する意見を有する者」
  - ④一般」、「臨床研究法施行規則第66条第2項第1号ハに規定する「一般の立場の者」

下記のとおり、認定臨床研究審査委員会の認定事項の更新を受けたいので、臨床研究法第26条第6項の規定により申請します。  
申請者は、病院若しくは診療所の開設者又は臨床研究法施行規則第64条第1項各号に掲げる団体に該当すること、臨床研究法第24条各号に規定する欠格事由に該当しないこと、申請者が臨床研究法施行規則第64条第1項第1号から第3号までに掲げる団体である場合においては、同条第2項に規定する要件を満たすこと並びに臨床研究審査委員会の活動の自由及び独立が保障されていることを誓約します。

記

更新を受けようとする認定臨床研究審査委員会に関する事項

更新を受けようとする認定臨床研究審査委員会の認定番号及び認定年月日	
更新を受けようとする認定臨床研究審査委員会の名称	
更新を受けようとする認定臨床研究審査委員会の所在地	
変更内容	
変更事項	
変更前	
変更後	
変更理由	
審査意見業務を行った年目	
開催件数	
審査意見業務を行う機関及び内容について依頼する者にかわらず公正な運営を行う体制	
公正な手数料の算定の基準	
審査意見業務を継続的に行うことができる体制	
審査意見業務を行う開催頻度	
審査局の人員配置	専従( )人、専従以外( )人、合計( )人

※「審査意見業務を行った開催件数」は、臨床研究法施行規則第30条第4項及び第5項の規定によるものを探る。

株式第十二（第七十六条関係）（第二面）  
（事務局員の人員配置の詳細）

※欄が足りない場合は、適宜追加

**臨床研究審査委員会の連絡先  
担当部署**

担当部署電話番号			
担当部署FAX番号			
担当部署電子メールアドレス			
担当部署の責任者の氏名			
担当部署の責任者の役職			
相談等研究対象者対応窓口	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> </tr> </table>	名称	連絡先
名称			
連絡先			
設置者の機関における委員会情報			
報の掲載URL			

\*担当部署の責任者の役職については、担当部署における役職を記載すること。

3 委員名簿

※糊が足りない場合は、適宜追加すること。

様式第十二（第七十六条関係）（第三面）

- 1 留意事項)  
用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 提出は、正本1通とすること。  
3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙のとおり」又は「別紙を添付すること」と記載し、別紙を添付すること。  
4 申請者の「庄名」について、法人でない団体にあっては、名称及び代表者又は管理人の氏名を記載すること。  
5 「の医療」の依頼する者にかわらず公正な手数料の算定の基準の欄には、手数料の額及び手数料の算定方法等を記載すること。  
6 3の「委託の構成要件の該当性」の欄への記載は、次のとおりとすること。  
①医学／医療」・・・・・臨床研究法施行規則第66条第2項第1号イに定める「医学又は医療の専門家」  
「②法律」・・・・・臨床研究法施行規則第66条第2項第1号ロに定める「臨床研究の対象者の保護及び医学又は医療分野における人権の尊重に関する理解のある法律に関する専門家」  
「③生命倫理」・・・・・臨床研究法施行規則第66条第2項第1号ロに定める「生命倫理に関する意見を有する者」  
「④一般」・・・・・臨床研究法施行規則第66条第2項第1号ハに定める「一般の立場の者」

様式第十四(第九十一条の三関係)  
様式第十一川の六二六の一様式を用ひれ。

表面

臨床研究法(平成29年法律第16号)抜粋

裏面

(報告機関及び立入検査)  
第三十五条 厚生労働大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定臨床研究を実施する者、認定委員会設置者若しくは医薬品等製造販売業者（その製造販売をし、又はしようとする医薬品等が特定臨床研究に用いられる者）に限る。第四十二条において同じ。）若しくはその特殊関係者に対して、必要な報告若しくは検査、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事業場に立ち入り、その帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により職務が立ち入ることは、その身分を示す證明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

第 号

85mm

職名  
氏名年 月 日生  
年 月 日発行

写

厚生労働省（地方厚生局）

印

33 mm

## 附 則

**第一条** この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

**第二条** この省令の施行の際現に再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号。以下「法」という。）に基づき行われる再生医療等に対するこの省令による改正後の再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（以下「新施行規則」という。第二章の規定（第二十一条の二及び第二十六条の二から第二十六条の十三までを除く。）の適用については、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して一年を経過するまでの間（当該期間内に法第五十五条第一項の規定に基づき、厚生労働大臣に対して新施行規則第四条に規定する再生医療等提供基準に適合した変更後の再生医療等提供計画を提出した場合にあっては、当該提出までの間）は、なお従前の例による。

**第三条** 第一項第一号の規定による評価書を確認しなければならない。この場合において、同条第一項の規定は、適用しない。

**第四条** 第一項の規定による再生医療等提供計画の変更についての法第二十六条第一項第一号の規定による業務は、新施行規則第六十三条、第六十四条及び第六十五条第二項の規定にかかわらず、書面によりこれを行うことができる。

**第五条** この省令の施行の際現に細胞提供者又は代諾者からこの省令による改正前の再生医療等の安全部の確保に関する法律施行規則第七条第六号又は第七号の同意を得ている細胞を用いて再生医療等を行なう場合の新施行規則第七条第六号及び第七号の規定の適用については、なお従前の例による。

## (施行前の準備)

**第六条** 厚生労働大臣は、施行日以後に法第二十六条第四項の認定を受けようとする者から当該認定の申請があつた場合又はこの省令の施行の際現に存する法第二十六条第五項第一号に規定する認定委員会設置者から法第二十七条第三項において準用する第二十六条第二項の変更の認定の申請があつた場合には、施行日前においても、新施行規則第四十四条から第四十九条までの規定の例により、法第二十六条第四項（法第二十七条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の認定及び法第二十六条第五項の公示をすることができる。この場合において、その認定は施行日において厚生労働大臣が行つた法第二十六条第四項の認定と、その公示は施行日において厚生労働大臣が行つた法第二十六条第五項の公示とみなす。

**第七条** 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

別表第一（第三条及び第四条関係）

別表第一（第三条及び第四条関係）

(略)

改 正 後

改 正 前

(傍線部分は改正部分)

(削る)	(削る)
(略)	(略)
再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号。以下「法」という。）に基づき行われる再生医療等に対するこの省令による改正後の再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（以下「新施行規則」という。第二章の規定（第二十一条の二及び第二十六条の二から第二十六条の十三までを除く。）の適用については、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して一年を経過するまでの間（当該期間内に法第五十五条第一項の規定に基づき、厚生労働大臣に対して新施行規則第四条に規定する再生医療等提供基準に適合した変更後の再生医療等提供計画を提出した場合にあっては、当該提出までの間）は、なお従前の例による。	第三十四条第三項の規定による第二十七条第八項第一号から第八号までに掲げる書類、再生医療等を受ける者及び細胞提供者並びにこれらとの代諾者に対する説明及びその同意に係る文書並びに認定再生医療等委員会から受け取った審査等業務に係る文書並びに第三十四条第二項の規定による書類による帳簿の保存
厚生労働省令第百十号	第三十四条第二項の規定による法第十六条第一項に規定する記録、再生医療等提供計画、同意に係る文書及び特定細胞加工物概要書の保存
厚生労働省令第百十号	第三十四条第三項の規定による法第十六条第一項に規定する記録、再生医療等提供計画、同意に係る文書及び特定細胞加工物概要書の保存

臨床研究法 (平成二十 九年法律第 十六号)	第十二条の規定による記録 の保存
(略)	(略)
再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号。以下「法」という。）に基づき行われる再生医療等に対するこの省令による改正後の再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（以下「新施行規則」という。第二章の規定（第二十一条の二及び第二十六条の二から第二十六条の十三までを除く。）の適用については、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して一年を経過するまでの間（当該期間内に法第五十五条第一項の規定に基づき、厚生労働大臣に対して新施行規則第四条に規定する再生医療等提供基準に適合した変更後の再生医療等提供計画を提出した場合にあっては、当該提出までの間）は、なお従前の例による。	第三十四条第三項の規定による法第十六条第一項に規定する記録、再生医療等提供計画、同意に係る文書及び特定細胞加工物概要書の保存
厚生労働省令第百十号	第三十四条第三項の規定による法第十六条第一項に規定する記録、再生医療等提供計画、同意に係る文書及び特定細胞加工物概要書の保存

(新設)

	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第一（第五条、第六条及び第七条関係 臨床研究法 施行規則 (平成三十 年厚生労働 省令第十七 号)	第五十三条第二項の規定に よる書類の保存			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	第五条第一項の規定による 実施計画の作成	(削る)		
(略)	(略)			
再生医療等 の安全性の 確保等に關 する法律施 行規則	第八条第一項の規定による 特定細胞加工概要書の作成			
	第八条の五第一項の規定に よる研究計画書の作成			
	第八条の六第一項の規定に よる手順書の作成			
第八条の八第三項の規定に よる利益相反管理計画の作 成	第八条の五第一項の規定に よる手順書の作成			